

# 令和3年2月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	佐藤雅裕
委員会開催日	令和3年3月5日（金）、9日（火）、10日（水） 12日（金）
所属委員	[副委員長]佐藤義憲 [委員] 山口信雄 三瓶正栄 佐久間俊男 矢吹貢一 宮本しづえ 長尾トモ子 亀岡義尚



佐藤雅裕委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…6件  
※知事提出議案件名はこちら
- (2) 議員提出議案：可 決…1件  
※議員提出議案はこちら

( 3月 5日 (金) 生活環境部)

佐久間俊男委員

生16ページにも記載があるが、冒頭部長から減額補正額が536億円との説明があった。整理予算で減額補正が出るのは新型コロナウイルス感染症対策の影響も十分考えられると思った。

生13ページ、公園施設整備費は当初予算額1億円に対し減額9,700万円とほとんど執行されなかった。どのように受け止めればよいかとの思いで説明を聞いていたが、理由を詳しく聞く。

また、部長より市町村公共施設の再生可能エネルギー導入事業の計画変更について説明があったが、生10ページの再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業の減額に係る内容でよいのか、もう少し詳しく説明願う。

自然保護課長

自然公園施設整備事業は、道標などの情報表示施設や自然公園内の歩道を安全・安心に使用できる公園設備を整備する事業である。減額補正の主は理由は、自然公園施設整備事業において国からの内示額が当初から減額された案件に係る費用の約5,700万円減と、工事請負費の請差約2,600万円の2つである。今回国の内示額が減額になったが、次年度以降も要望を行いしっかり対応できるように進めていきたい。

佐藤雅裕委員長

内示額が減額されたのは何の事業か。

自然保護課長

鉄山及び酸ヶ平の避難小屋を防災のために改修する事業であるが、内示の段階で認められなかった。

環境共生課長

生10ページの福島県環境保全基金積立等事業は、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業を実施するため、国の補助を受け平成24年度から基金を造成している。委員指摘の再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業では飯舘村や浪江

町での施設整備を予定していたが、特に浪江町は避難指示が続き特定復興再生拠点の整備に向けて防災拠点をどのように整備していくかがはっきり決まらない状況であり、当該事業は今年度で終了となるため減額された。浪江町を含め同様の理由で計画未策定による事業廃止の意向を出した避難市町村があり、合計8施設に係る5億4,000万円を国に返還するため補正として計上している。

佐久間俊男委員

この536億円に上る減額を心配している。事業の大半が今年度中に執行できなかったとの理解でよいか。鉄山避難小屋の内示減額等様々な理由があるが、減額した事業は次年度にどう反映されるのか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

減額分536億円のうち大半は、市町村の除染に関する事業費である。市町村の除去土壌の搬出支援事業で425億円、また県有施設の事業でも8億円減額している。除染は早期終了かつ円滑実施を目指しており、事業費の不足で除染が滞ることは避けたいため、ある程度余裕を持った予算額を確保した上で事業を実施している。減額の理由は、市町村の実施予定箇所を国が実施することになったこと、単年度で終了せず次年度の前半までかかる事業があったことなどである。次年度分は債務負担行為として次年度予算に158億円程度計上しており、切れ目ない除染事業実施を計画している。

生活環境総務課長

さきに説明したとおり、除染以外の減額要因は新型コロナウイルス感染症の影響により執行できなかったためである。極力開催できるよう工夫を凝らす等で事業執行に努めてきたが、結果として新型コロナウイルス感染症のため減額となった。

次年度以降は現状を反映しつつ、新型コロナウイルス感染症の状況を想定しながら工夫して進めたい。

宮本しづえ委員

今の質問に関連するが、福島県環境保全基金積立等事業の基金は国に返還するとの理解でよいか。基本的に復興期間が今年度までとなっているため、基金の残高を一旦国に返還していくことになったのか。

復興は決して終わったわけではなく、今後も続く。むしろ浪江町等の避難区域はこれから本格的な復興が始まる。このような国の支援事業はこれから本格的に取り組まなければならない時期にあるのではないかと。その時期に、一応復興期間終了に伴い返還するとは国の責任としてどうなのか。国と県がどのように協議し返還となったのか。

環境共生課長

当該基金は平成24年度に開始したが、当初は27年度までの4年間とされていた。その後宮城県、岩手県、本県が要望した結果、被災3県は5年間延長され今年度までとなった。

現時点で今後の延長は認められていないが、今回事業廃止となった浪江町や双葉町などはどのように防災拠点を整備していくのか決定まで至っていない。避難指示も継続している等の状況であり、帰還を進めていくに当たりこのような施設が非常に重要であると認識しているが、自治体も今後の方向性があると思うため、国にしっかり要望していきたい。

宮本しづえ委員

避難地域の復興はこれからであるため、これまで支援対象になっていた事業はしっかり継続し県として補助対象になる取組を一層強めるよう述べておく。

続いて、生活環境総務課長より環境創造センター関係事業費の1億2,400万円減額に係る主な理由として研究費の請差が多額との説明があった。環境創造センターの年間運営費は、当初予算で計上された10億円程度が必要であると思っていたが、今年度の事業費は9億円となるのか。そうすると通常の維持管理費は9億円ですりというのか。それとも、今年度は偶然請差の関係で年間運営費が9億円となっただけで今後同程度の予算額での運営は困難となるのか、どちらか。

環境共生課長

環境創造センターでは様々な委託事業を数多く行っているため、どうしても請差が大きく出てしまうが、その額を毎年正確に見込むのは正直難しい。また、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で学会等が全てオンライン開催になった

ことによる減額に加えて、施設管理関係、特に電力の調達における落札額が低くなる等の要因が重なった結果、多額の減額補正につながった。例年このような額となるかは述べられないが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により多額の減額補正となった。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

環境共生課長の説明に補足するが、環境創造センターの事業費に係る予算書を作成する際は、聴取した参考見積書を基に各委託業務費を計上している。入札は予算書に基づいて行うため、結果として入札の請差が多くなるとの事情がある。

宮本しづえ委員

新型コロナウイルス感染症の影響により会議が中止になったことは理解できるが、電力調達関係の減額理由を詳しく聞く。

環境共生課長

直接の理由として述べてよいか迷うが、来年度に向けて県有施設の電力調達に係る環境配慮方針を定めた。電力会社の再生可能エネルギー比率や県内産の再生可能エネルギー等の使用状況について、国が既に実施している取組を今年度は環境創造センターで試行している。

その入札は確か丸紅（株）が落札したが、請差が大きく発生した。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

環境創造センターの電力は東北電力（株）と契約していたが、入札の実施により全国から業者が応札したことで価格競争が発生し、昨年末から電力の調達価格が下がった。今年は丸紅（株）が落札した。

宮本しづえ委員

承知した。東北電力（株）との委託に限定する必要はないと思うため、安価な電力を提供する電力会社の努力、そして省エネルギーにもつながる可能性を含め大いに進めるよう願うが、この入札結果により出た請差額を聞く。

環境共生課長

約2,000万円である。

宮本しづえ委員

電力調達先は県全体の問題でもあるが、各施設で契約してよいのか。

環境共生課長

環境創造センターは直接契約を締結している。ほかの県有施設は施設管理課が一括契約しており、本庁舎は高圧、小さな事業所や車庫等は低圧という種類があると聞いている。

長尾トモ子委員

生10ページ、環境創造資金融資事業に係る説明では応募事業者が少なかったとのことだが、9,785万2,000円の減額は大きいと思ったため、応募事業者の種類及び応募数の少ない理由を聞く。

環境共生課長

融資融資事業は県内の中小企業を対象としており、今年度は新規で1事業者からLEDへの移行に係る申請があった。平成28年度から融資が継続している2件と合わせて3件である。

予算額1億円に対し執行残が9,700万円となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業では環境に配慮した施設の更新まで手が回らない状況であったり、新型コロナウイルス感染症関係の融資が活用されている状況である。事業自体が周知されていないことも非常に大きく、例年は経営金融課主催の説明会で当該事業を案内する機会があったが、今年はなかった。パンフレット等により周知しているが、一律に周知するよりは当該事業を活用してもらえそうな事業者を対象を絞り、設備更新の時期等に案内したい。以前浄化槽協会を訪問した際、そのような事業があったら周知するよう言われたことがあるため、関係事業者の話聞きながら時期を見て必要とする事業者に制度を周知できるよう、引き続きPRしていきたい。

長尾トモ子委員

PR不足は大きいですが、2050年まで様々な環境関係の取組を行っていかねばならないため、次年度も継続して実施するよう要望する。

( 3月 5日 (金) 企画調整部)

宮本しづえ委員

企画3ページのふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業が1,882万円減額となっているが、当該事業は避難元の住民が帰還した場合の補助でよいか。また、今年度当該事業の活用により県内及び県外から本県に帰還した人数及び事業費の減額理由を聞く。

避難者支援課長

委員指摘のとおり、当該事業は避難指示解除区域に帰還した世帯に補助を行う市町村に対し県が補助する事業である。帰還者は世帯数で回答するが、2月補正後の見込みで県内142世帯と県外17世帯の計約160世帯である。

減額理由だが、帰還世帯数を正確に見込むことは難しいものの、当初予算は市町村と十分意見交換した上で帰還希望世帯に対応できる額を計上しているため、結果として実績見込額と乖離したことによる。引き続き適切に当該事業を活用してもらえよう、市町村を通して適切な周知に努めていきたい。

宮本しづえ委員

今説明があった世帯数は実績と捉えてよいか。

避難者支援課長

2月補正を前提として市町村が見込んだ世帯数でありおおむね実績と等しいと思うが、この事業は3月末まで実施するため、同月末を待って精査する必要がある。

宮本しづえ委員

今の説明では補助を実施した市町村に対し県が補助するとのことだが、避難区域の全自治体は当該事業を実施しているのか。

避難者支援課長

年度によって実施する自治体は異なるが、今年度は5団体である。

宮本しづえ委員

自治体によって差があるものの、避難区域の居住率を見ると帰還していない世帯が相当数ある。事業を実施している5団体の自治体名及び過去4～5年分の実施状況が分かる資料を提供願う。

避難者支援課長

この事業は、応急仮設住宅供与終了までに避難指示解除区域へ帰還した世帯に対する補助である。事業開始当初は応急仮設住宅を供与している市町村が相当数あったが、徐々に減ってきており、年度により実施する団体数が異なる。年度毎の実績は今手元にないため、確認の上対応したい。

宮本しづえ委員

応急仮設住宅が継続している市町村以外は、当該事業の対象にならないと理解してよいか。事業対象となるのは大熊町や双葉町の帰還者と想定するが、双葉町はまだ帰還できる状況ではないため、大熊町の避難解除地域への帰還者しか対象にならないのではないのか。そうすると事業対象者は極めて限定されるが、それでよいのか。

避難者支援課長

改めて説明するが、この事業は応急仮設住宅の供与期限までに避難指示が解除された地域に帰還する世帯に移転費用の補助を行う市町村に対し、県が補助金を交付するものである。仮設住宅の供与が終了した市町村は、県の補助も終了とな

る。

佐藤雅裕委員長

宮本委員に述べる。今は、整理予算関係に関する質疑を行っているため、制度については一般的事項の際に質問願う。  
なお、資料提供は必要か。

宮本しづえ委員

不要である。

山口信雄委員

あづま陸上競技場魅力創出事業の内容を詳しく聞く。

地域政策課長

大きく2つある。まず1つは照明設備の整備事業を実施し、酷暑を避けた夜間の利用を可能とすることで、各種陸上競技場大会や合宿の誘致、そして夜間の利活用など施設利用の促進や選手の競技力向上等を図る。また福島ユナイテッドFCのホームスタジアムでもあるため、Jリーグの基準を満たす点からも1,500ルクス以上の照明設備4基の設置に係る費用13億円を計上している。

もう1つはフィールド改修事業費の3億9,028万円である。排水不良により芝が根腐れ等を起こしているため、安心して利活用できる環境整備として土壌改良も含めた芝の張り替えを行う事業である。

宮本しづえ委員

あづま陸上競技場に係る補正予算が16億円計上されているが、福島市に財源の負担を求めている理由を聞く。

地域政策課長

照明設備は地方創生拠点整備交付金を活用しているが、福島市から当該交付金の活用と申請に当たり県と市が共同申請できないかとの話があった。その結果、県と福島市が共同で交付金を申請するとして福島市から負担金として対応してもらうことになった。

宮本しづえ委員

チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業費が3億9,400万円と多額の減額である。太陽光発電に限らないと思うが、住宅太陽光発電設備の補助に係る当初の見込み数及び現時点の実績を聞く。

企画調整部次長（地域づくり担当）

太陽光発電は当初4,000件の補助を予定していた。2月末時点の実績が2,097件で、補正後も3,000件までは補助可能な額を計上している。

現時点の実績と補正後の見込み件数に1,000件の差がある理由だが、例年太陽光発電の補助申請は年度末に多くなるため、余裕を持って3,000件と見込んでいる。昨年度の実績は3,150件程度であり、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響があるもののそれなりの件数が見込まれるのではないかと思う。

長尾トモ子委員

企画16ページ、アーカイブ拠点施設整備事業費が2億円以上減額となっている。取り組まなければならない事業があったと思うが、2億円以上残った理由を聞く。

生涯学習課長

アーカイブ拠点施設整備事業は、年度当初に実施した建築、電気、機械等の建屋工事に係る必要経費の減少や請差等の発生によるハード面の減額補正である。

長尾トモ子委員

東日本大震災・原子力災害伝承館を訪れた際、他の被写体が映り込んでしまう等により伝承館名が記載してある看板を背景にした写真撮影が難しかったが、改善されたのか。

生涯学習課長

委員指摘の看板だが、自由に写真撮影できるよう看板のもう一方にも東日本大震災・原子力災害伝承館のロゴを入れる工事を施工委託により実施した。ほかにも、展示の充実等を含め、できる部分は今年度の現計予算で対応している。

長尾トモ子委員

今年度の現計予算で対応しても2億円が残るといふことか。

生涯学習課長

当初予算額を20億円計上しており、今回は工事の結果等による残額を減額補正したいと考えている。

宮本しづえ委員

福島第二原子力発電所に係る電源立地交付金関係の予算が補正されているが、もう少し詳しく説明願う。

企画調整部次長（地域づくり担当）

企画7ページの市町村電源立地地域対策費が福島第二原子力発電所関連の補正である。そもそも市町村電源立地対策費は、原発のみならず水力発電等の交付金も含まれていることを理解願う。今回は3億9,700万円を減額補正として計上しているが、その多くは福島第二原子力発電所の立地町である富岡町及び楡葉町に、発電はしなかったものの発電したというみなしの形で電源交付金の算定に含まれていたため、昨年度と同様に今年度も予算要求したところである。令和元年7月に廃炉の表明があり、9月に正式決定となったが、その時点で国としては代替措置が決まっていなかったため、県としてはこれまでと同様に予算を計上していた。その後、原子力発電施設等立地地域基盤整備事業交付金が町に直接補助されることとなったため、県で計上していた分を今回減額とした。

宮本しづえ委員

県を通さず国から立地町に交付されることになったとの説明だが、そうすると平成30年度と令和元年度に町に交付された金額と金額的は同じとの理解でよいか。また、単年度で最終するものではないが、今後も立地町に対する同様の財政措置が長期にわたり保障されるのか。

企画調整部次長（地域づくり担当）

2町に対する交付額について、今回は3億9,000万円の減額であるが、この中には福島第二原子力発電所の廃炉に伴う周辺市町村への交付金も含まれているため、国からは実質約2.4億円が交付される。周辺市町村への交付金は福島第一原子力発電所と同様になるが、2つの町には廃炉交付金として財政措置が引き続き国から継続されると聞いている。

宮本しづえ委員

水素関連の事業費が約7,700万円減額されている。水素バスの導入等に係る事業費を減額したようだが、水素バス導入を予定していた市町村及び減額理由を聞く。

生活環境部次長（地域づくり担当）

約7,000万円減額の内訳は燃料電池バス支援に係る事業費が約5,000万円、燃料電池自動車導入推進に係る事業費が約2,000万円である。燃料電池バスの導入はこれまでも紹介したとおり、令和元年4月より新常磐交通が東北初の水素バス路線運行を行っている。水素ステーション等の設置に伴い今後いわき市での2台目の導入や、昨年郡山市も水素ステーションの整備を表明したことにより郡山市での導入も想定されたため、1台分は市町村を限定せずに予算計上した。しかし努力を重ねたものの助成に至らなかったため、予算を減額するものである。

また、電池自動車は当初40台で見込んでいたが、最近新型MIRAが発売され約16台の補助申請が出ており、新型MIRA以外の4台の補助申請を含め計20台が直近の実績である。補正後は、当初から10台減の30台を見込んでいる。

（ 3月 9日（火） 生活環境部）

宮本しづえ委員

生6ページ、地方生活バス路線維持対策費は5億1,400万円計上されているが、新年度の地方交通関係に係る新規事業が

あれば聞く。また、一般のタクシー利用に補助を行った自治体に対する補助事業の今年度の予算は3,000万円程度計上されていたと思うが、新年度の計上額及び補助実施予定自治体を聞く。

生活交通課長

新規事業は委員が指摘した実証事業等の部分であるが、今年度まではタクシーを活用した実証事業を実施してきた。来年度は生6ページの市町村生活交通対策のための補助事業1億6,537万5,000円に含め計上している。今年度まではタクシーの利活用に係る実証事業を行ってきたが、市町村からはデマンドタクシー等を含め種類の幅を広げた実証事業の要望があったため、来年度は実証事業の種類を上げ、公共交通計画策定及び各種実証事業に係る市町村支援を行っていききたい。

宮本しづえ委員

来年度は、一般的なタクシー利用の実証事業に取り組む市町村はないのか。

生活交通課長

各市町村に意向等を尋ねたが、タクシーの実証事業を希望する市町村は確認できなかった。市町村からは、一般的なタクシー以外のデマンドタクシーに係る実証事業や公共交通計画の策定検討に係る支援を求める声があったため、その声に対応できる予算を編成した。

宮本しづえ委員

市町村からは一般的なタクシー以外への支援希望が多かったとのことだが、公共交通計画策定や実証事業を予定している市町村を聞く。

生活交通課長

新年度から申請を受け付けるため、現時点で具体的な市町村はまだ確定しない。公共交通計画の策定では会津若松市やいわき市等5つの自治体、実証事業では南会津町や北塩原村がデマンドタクシー等に係る実証事業を希望しており、計7自治体に対する予算額を計上している。

宮本しづえ委員

各自治体への補助の基準はどのように設定されるのか。

生活交通課長

予算の範囲内で対応することになるが、公共交通計画策定には国からも2分の1の補助があるため、県としては必要経費の4分の1の補助を考えている。実証事業は、必要経費の2分の1の補助を考えている。

宮本しづえ委員

市町村によって事業計画は異なると思うが、市町村の事業計画に基づき県は2分の1を補助すると考えてよいか。

生活交通課長

委員指摘のとおりであるが、予算に限りがあるため、計画策定は1件につき250万円、実証事業は1件につき500万円を上限と考えている。

宮本しづえ委員

タクシーのときも思ったが、補助額が少ないため、上限の範囲内で市町村が計画を策定するのは難しい印象を持った。高齢化社会においては、移手段の確保は非常に重要な地域課題になっているため住民からの要望も多く、市町村も取り組まなければならないと思っているので、県としては予算を確保し市町村をしっかり支援するとの観点が必要ではないか。予算があまり増額されていない気がするため、もっと力を入れた対策が必要であると思う。

佐久間俊男委員

生14ページの野生生物管理費に係る新年度予算は98億9,000万円だが、昨年度比で8,000～9,000万円増額されている理由を聞く。

また、先ほど部長から昨年度の実績及び今年度にかかる意気込みについて説明があったが、特にイノシシや冬眠中のツ

キノワグマ、ニホンジカ、カモシカなど外来種も含め頭数が増え、被害も相当受けていると聞いている。被災12市町村の居住者からは、ほとんどの宅地や敷地内に自分で防護柵を設置しているほどイノシシが増えていると聞く。

また、鳥獣被害対策強化事業及び避難地域鳥獣被害対策事業の予算額が今年度当初予算比で約7,900万円増、さらに第2期管理計画の策定に取り組んでいるとのことだが、イノシシに限定し今年度の捕獲実績及び来年度からどのように捕獲事業へ取り組んでいくのか聞く。

自然保護課長

鳥獣被害対策強化事業の予算額大幅増は、イノシシの直接捕獲を実施している指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲枠増のため約5,000万円増額したものである。

また、避難地域鳥獣被害対策事業には鳥獣被害対策のための支援員設置及び12市町村の被害対策として侵入経路の河川刈り払いの2種類があるが、そのうち刈り払いに係る費用を約3,000万円増額したためである。以上が増額の主な理由である。

佐久間俊男委員

県内各地域からイノシシの出没や被害の声が上がっている。部長説明ではイノシシの捕獲枠を拡大しているとのことだが、それにもかかわらずイノシシの数が増え、新年度予算も8,000～9,000万円程度増額されている。

捕獲拡大に向け新年度予算をどのように活用し事業に取り組んでいくのか、重点的な事業のポイントに絞り聞く。

自然保護課長

鳥獣被害の防止対策は、主に生息環境管理、被害防除、捕獲の3つが基本ある。当部で進めている捕獲に関しては、捕獲の実施、効率的な捕獲、捕獲従事者育成の3点を強化していきたいと考えている。捕獲の実施では、直接捕獲枠の捕獲目標数を1万3,000から1万4,000頭に拡大し捕獲にしっかり取り組む。効率的な捕獲では、イノシシがわなにかかったことを自動的に通知するICTの通信機器を捕獲従事者に貸出しする事業を創設し、作業の効率化を図っていく。捕獲従事者育成では、従前からの対策によって狩猟免許取得者や登録者が増加しつつあるが、さらに増やしていくため新たに狩猟経験の浅い免許取得者がしっかり活動できるよう熟練指導者による実習研修に取り組み、対策を担う人材育成を行っている。

佐久間俊男委員

よい事業だと思う。その事業も踏まえ、来年度に目標とするイノシシの捕獲数を聞く。

自然保護課長

今年度は昨年度を上回る捕獲数で推移しており、このままいくと昨年度以上の捕獲数になることが予想される。あくまで現段階の推計値であるが、3万1,000～2,000頭にはなると思うため、来年度はその推計値を超える3万2,000～3,000頭を目標としたいと考えている。

佐久間俊男委員

県、市町村、関係者にとってコロナ禍という大変厳しい環境の中ではあるが、県民の生命、安全、財産を守るという観点から目標を達成できるよう、県が前面に立ち目標達成に向けて取り組むよう願う。

宮本しづえ委員

自然保護課長から新年度はイノシシ捕獲数の目標を3万2,000～3,000頭とすると答弁があったが、目標を達成するとイノシシの生息数はどの程度になるのか。生態調査をしっかり行いながら目標を掲げる観点が重要と思うが、毎年調査しないと生息数は恐らく把握できないのではないかと。生態調査に関する事業費は含まれているのか。

また、3万2,000～3,000頭の目標数は、避難地域の捕獲数も含めた総数として理解してよいか。避難地域と避難地域以外に分けて鳥獣被害対策事業が編成されているため、各事業の捕獲数を聞く。

自然保護課長

生息調査にはいろいろな種類があるが、来年度予算には集落アンケート調査に係る費用を計上している。集落にアンケートを実施し、現状を確認する調査である。

また、目標とした捕獲頭数は避難地域も含めた県全体の数値である。避難地域と避難地域以外で分けた場合の目標数は、設けていない。

宮本しづえ委員

集落アンケート調査は調査方法の一つだが、より専門的な調査を行う必要があるのではないかと。イノシシの生態に詳しい研究者等専門家の力を借りながら調査を行った上での計画管理が重要と考えるため、生態調査を実施すべきと思うが、意見を聞く。

自然保護課長

第3期計画策定時にカメラ等を設置して調査を行ったが、結果推計値は5～25万頭と非常に幅広い値が出た。現在は国も使用しているRESTモデルに準じて推計を実施しているが、専門家からはRESTモデルでの推計にも情報が不足しており、捕獲効率や目標時のタイミング等のデータも収集し、より精度の高い推計値を出すべきとの指摘があったため、今年度からはデータ収集も行っている。そのような取組を踏まえながら、より精度の高い推計が出せるよう進めていきたい。

宮本しづえ委員

調査自体が困難とも感じたが、専門家の力を借りながら生態調査を実施した上で適正な生息数を把握するとの観点で取り組むよう願う。

自治体間で捕獲1頭当たりの補助金額に差がある。恐らく県内で最も高額なのは大玉村の1頭当たり3万3,000円だが、多くの自治体は1頭当たり1万3,000円で2倍以上の差があるため、モチベーションは変わるのではないかと。処理を含めた1万3,000円は適正金額か検討が必要ではないかと。処理方法は捕獲者に委ねられているが、1頭1万3,000円で奮闘している。大玉村と同額にするのは困難と思うが、補助額の引上げを検討すべきではないかと。

自然保護課長

狩猟捕獲に対する助成について、直接捕獲は県が委託実施しており、農林水産部所管の有害捕獲は市町村が実施隊を編成し捕獲作業を行っている。

また、昨年度の捕獲実績は有害捕獲が1万3,000頭、直接捕獲が1万200頭、狩猟捕獲が約7,000頭である。7,000頭のうち助成枠は約4,000頭である。

捕獲種類には直接捕獲、有害捕獲、狩猟捕獲があり、捕獲を行うのは同じだが目的が異なっており、有害捕獲は農作物被害の低減、直接捕獲はイノシシの個体数減を目的としている。従来、狩猟捕獲は自発的に実施してもらっていたが、原発事故による出荷制限で捕獲活動が落ち込んだため助成を行ってきた。現在は1万3,000円の助成を実施しているほか、狩猟者にはわなの購入費用や技術向上に対する助成等を含め総合的な支援を行い、狩猟者の意識醸成や意欲向上、捕獲の強化に努めている。

宮本しづえ委員

1頭当たりの助成単価は見直すべきであると再度述べておく。検討願う。

次に、生10ページにごみ減量推進プロジェクトが新規事業として1,360万5,000円計上されているが、取り組む市町村を聞く。

一般廃棄物課長

飲食店や宿泊施設等から出る事業系のごみと家庭系ごみの2種類あるが、まず事業系のごみは北塩原村及び猪苗代町である。人口に対し宿泊施設等数が極めて多いことから1人が出す1日当たりの数字が非常に高くなっており、その対策を講じる。

また、家庭系ごみは福島市である。同市からは生ごみ、紙類、剪定した枝の草木等の処理に非常に困っているとの声を

受けて対策を講じる。

宮本しづえ委員

福島市は家庭系ごみの1日当たりの排出量が全国的にも多い。何とかしなければならぬため、この事業による取組の開始は歓迎したいが、この補助事業によってどのように減量化につながるのか。

一般廃棄物課長

事業系ごみは、生ごみを分別した上で消滅型の機械にかけ、生ごみの量を減らす北塩原モデルと、町の堆肥化施設で生ごみに牛ふん等を混ぜて堆肥化し、それを販売する猪苗代モデルを考えている。

家庭系ごみは、園芸用の破砕機に草木や剪定した枝などを投入すると出てくる細かいチップ状のものをガーデニングや畑への散布等で有効活用してもらい、ごみを出さないようにする。

宮本しづえ委員

福島市の取組は、家庭で処理するものなのか。より利活用を図る取組は考えられているのか。

一般廃棄物課長

委員指摘のとおり、自家用の取組だけでは破砕処理後のチップなどが使い切れない可能性もあるため、例えば自治会や町内会等での活用も含めて検討を進める。福島市以外にも枝木の処理に困っている自治体が多いため、他の市町村への事業展開も考えていきたい。

宮本しづえ委員

中間貯蔵施設対策事業が1,300万円計上されているが、搬入は来年度でほぼ完了するところまできている。中間貯蔵施設対策事業として、これまで主に用地買収に取り組んできた経過があるが、新年度は用地買収がどの程度進捗し、どの程度まで到達する予定か。

中間貯蔵施設対策室長

民有地の9割以上で取得が進んでいる。一方、中間貯蔵施設の区域の指定は1,600haであり、環境省としては最終的に可能な用地全てを買収するとしているが、現段階で確保している用地で対応できる状況と聞いている。

宮本しづえ委員

用地買収は確保までの見通しが立っていると理解してよいか。

中間貯蔵施設対策室長

帰還困難区域における除染等の進捗等も関係するため、今後発生するものも含め現段階で全て受入れ可能というわけではないが、当面は復興再生拠点区域を含め現在の施設で対応できると聞いている。

山口信雄委員

生10ページの災害廃棄物処理基金事業について、部長説明では令和元年東日本台風等の対応状況に関し災害廃棄物の処理が1月末時点で37市町村のうち23市町村で完了し89.4%の進捗率とあったが、今後どの程度の期間を要するのか。

一般廃棄物課長

災害廃棄物処理基金事業は、東日本大震災の被災地域復興のために現在国が代行事業を行っている新地町と南相馬市に対する補助事業である。

なお、台風第19号関係の災害廃棄物処理については今年4月の完了を目標とし、一部の市町村で解体事業等の遅れが出ているもののおおむね計画どおり進んでいる。

山口信雄委員

1割程度が残った進捗率で、おおむね計画どおりとの答弁はどうか。もう少し具体的に説明願う。

一般廃棄物課長

令和3年1月末現在の進捗率は、処理全体の完了が89.4%、うち片づけごみは98.8%、損壊家屋の解体関係が83.5%である。なお損壊家屋の解体における実際の工事の進捗率は89.4%まで進んでいる。

山口信雄委員

生14ページの除染推進費について、部長から中間貯蔵施設への搬入は来年度でおおむね完了と説明があったが、このおおむねとはどのように捉えてよいのか。

中間貯蔵施設等対策室長

例えば、除染したが合意が得られていないなど土地所有者の事情等ですぐに搬出できないものがあるため、それらを除いた意味でのおおむねである。

山口信雄委員

知ってのとおり、この3月11日で震災から10年がたつが、やはり県としては早期完了を目指さなければならない状況であるため、個別の事情により搬出が困難な事例の割合を分かる範囲で説明願う。

除染対策課長

今のところ現場保管している搬出物は保管箇所の9割以上で搬出が完了しており、着実に減っている。搬出困難な事例としては、地表面に工作物等があり搬出できない場合などで、土地所有者等と交渉を継続し搬出に努めたところ、92%以上完了し、残りは数%である。

山口信雄委員

来年度でおおむね完了との表現となるのか。構造物の下に保管されているため搬出が困難等個別の事情はあると思うが、その事情についてより詳しく聞く。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

全体像としては、おおむね搬入完了との表現に帰還困難区域は含まない。さらに現在ため池の放射性物質対策事業を行っており、今後搬出物が発生すると中間貯蔵施設への搬入には間に合わないことが想定される。また、先ほど除染対策課長が説明したとおり、現場保管で残っているものがある。来年度の搬入完了を目指して、残り1年間で様々な事情のある地権者等と市町村において調整の上、可能な限り搬出していく。99%以上は搬出の見込みが立っているとのイメージで理解願う。

佐藤雅裕委員長

山口委員は、震災から10年経過するためしっかり搬出したと全国に示せるよう、その残り数%を可能な限りなくす努力をしてほしいとの思いから質問した。99%で甘んじることなく進めるよう願う。

長尾トモ子委員

まず、生2ページのチャレンジふくしま消費者風評対策事業について聞く。震災から10年が経過し、この事業は震災以降1億円の予算額で実施してきているが、来年度の特徴的な取組内容及び課題は何か。

消費生活課長

県の事業及び市町村への補助事業がある。まず、県の事業は首都圏等の消費者を県内に招くモニターツアーと、県内の生産者等が県外の都市部に出向き、食と放射能の取組を説明し理解を求める講演会や研修会、説明会等開催の2種類ある。市町村の補助事業も食と放射能に対し正確な理解を求めることを基本としており、説明会等と併せて物販や試食を行ったり、放射能検査の視察や生産者からの説明等により安全性や正しい情報の理解を図るモニターツアーの実施等、各市町村が企画した事業に対して補助を行っている。

今年度はコロナ禍の影響もあり、モニターツアーは全てオンライン形式で行った。昨年度の実績は11回だったが、今年度は10回である。東京都からの参加者が主であり、1回につき25名がZoomによりライブ中継を行った。

復興を進めて10年となり、放射能対策の実施及び安全性の周知により食につなげる取組の時期は過ぎている。今後は農林水産部中心の魅力発信事業が主になると思うが、当課は消費者庁の交付金を活用した事業で食の安全をきちんと伝えることが欠かせないと考えている。また、安全性の普及啓発は食品の価値を高めることにもつながると思うため、全庁的な風評・風化対策プロジェクトの中では食の安全を伝える取組に力を入れたい。食の安全を伝える取組の中に、どのように

食の魅力発信を盛り込んでいくかが課題であるため、既存の事業に魅力発信の部分を組み入れ、より理解促進を図る取組を実施していきたい。

なお、来年度のモニターツアーは、コロナ禍の状況も踏まえた上でオンライン形式と視察形式を織り交ぜながら工夫して取り組んでいきたいと考えている。

長尾トモ子委員

10年が経過し少しずつ変化していくのは当たり前だと思う。農業分野でも魅力発信に力を入れているため、次のステージに進む上での変化は重要と感じる。

次に、生3ページの環境創造センター（交流棟）管理運営事業について、予算額3億5,161万円には管理費や人件費も含まれていると思うが、開館からかなり時間が経過しているため、展示物も少しずつ変えていかなければならないのではないかと。加えて、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で入場者がほとんどいなかったと思う。来年度は、交流棟のような魅力をどこに発信するのか。

環境共生課長

魅力ある展示物の情報を発信すべく、展示室の展示スペースやドームシアターの一部エリアを更新するため、外部への設計委託費用等を計上している。また、展示に関する委員会を設置し、魅力化について検討していく。

なお、委員指摘のとおりコロナ禍により講座等が開催できない状況であるため、動画発信に取り組んでいきたい。また、昨年12月にふくしまの高校生が伝えるナラティブプレゼンテーションを開催したところ、ドキュメンタリー番組にも取り上げられるなど全国に情報が発信されたことから、引き続き同プレゼンテーション開催に係る予算を計上している。それらの取組を通じて、本県の現状に関する情報発信を引き続き行っていきたい。

長尾トモ子委員

多額の費用をかけ開館しており、またコミュニティ以外には日本に1つしかない360度の映像を体験できるシアターも備えている。より多くの来場者を呼び込むためには交通網整備も検討すべきと思うが、予算に計上されているのか。

環境共生課長

交通網整備に係る予算は計上していないが、現在県内の小学校に対してバス代の補助を行っている。アンケートを実施したところ補助希望の中学校が100校程度あったため、来年度は中学校も補助対象とし、より多くの児童生徒に来館してもらうよう努める。

長尾トモ子委員

県内の児童生徒に来館してもらうのはもちろんだが、以前私が訪問した際に他県の高校生が来館し展示物をよく見ている姿が印象深かった。自分で見て感じることは大事だと思ったため、交通網整備の支援について質問した。

東日本大震災・原子力災害伝承館も開館したが、いわき市など県内各地にも伝承館があるため連携も重要と思う。具体的な取組実施に係る予算は計上されていないかもしれないが、意見があれば聞く。

環境共生課長

環境創造センターの職員が東日本大震災・原子力災害伝承館を訪問し互いのパンフレットを配置したり、交流方法について検討していると聞いている。同館のみならず様々な関係機関との連携について検討を行う必要があると考える。

長尾トモ子委員

震災から10年が経過しているため、今後は連携方法について検討した上で県外からの来館者に伝えていくことが使命ではないかと。現時点で予算化していなくても、今後補正も視野に入れた対応を考える必要があると思うため、よろしく願う。

次に生4ページの女性活躍促進事業だが、725万円程度しか予算計上されていない。先日東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の会長が森氏から橋本氏に変わったように、女性の活躍をより考えていく必要があるが、予算が少ないのではないかと。性暴力などを含め男女共同参画に関する業務量は多いと思う。もっと女性活躍に特化しなければならない部分もあるため、内容について詳しく聞く。

#### 男女共生課長

まず女性活躍促進事業について、女性活躍の促進に当たっては環境整備の推進が重要であると考えている。引き続き、組織トップの意識の醸成や男女双方意識の改革等環境整備を図っていく必要があると思う。そのため、ふくしま女性活躍応援会議と連携し、組織トップに対する講演会や女性活躍をテーマにしたトークイベント、さらに男性向けの料理教室等を開催していく。なお今年度はアフターコロナ、ウィズコロナにおける新しい働き方と女性活躍をテーマに掲げ実施したが、来年度も時機を捉えたテーマを掲げつつ、組織のトップに女性活躍という点で気づきを与えられる内容での講演会実施を考えている。なお、講演会の内容をホームページ等で公開する等発信にも取り組みながら県民への理解促進に努めていきたい。

また性暴力等被害者支援事業について、相談及び医療費の公費負担に係る事業をSACRAふくしまに委託実施している。犯罪被害に対する相談窓口は全市町村あるが、相談対応時に活用できるハンドブックの整備や、被害に遭った方に講師となってもらい被害者の実情に触れる相談員向けの研修会の開催等に係る経費を計上している。

#### 長尾トモ子委員

3月8日は国際女性デーであった。女性活躍の点において、日本の取組はまだ不足している。本県も来年度予算は2,000万円であるが、女性活躍の視点もしっかり持って取り組むよう願う。

#### 男女共生課長

説明が不足していたため補足する。男女共生センター費において、県が指定管理する男女共生センターでも男女共同参画に関する様々な啓発や講演会、セミナー等を実施している。

今年度はオンラインのための機器をセンターに整備し、一部研修をオンラインで実施している。そのノウハウを来年度も生かしながら、県民がより参加しやすい研修等の取組を進めていきたい。

#### 宮本しづえ委員

生4ページに東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業があるが、これは震災や原発事故が起因となっている女性の問題について相談対応する委託事業との理解でよいか。また、東日本大震災という単語は必要なのか。当然、東日本大震災に関係する問題はまだまだ多くあるが、同時にコロナ禍において新たに女性が抱える問題もたくさん発生している。それに対しては相談を受ける窓口が対応することになると思うが、東日本大震災関連に限らず女性特有の問題は多いのではないかと。この相談事業は今後も継続して実施する必要がある重要な事業だと思うが、どうか。

#### 男女共生課長

委員指摘の相談事業は平成23年度から内閣府が取り組んできており、今年度で終了する。ただし、東日本大震災に関連する相談は年間1,000件以上寄せられており継続して取り組む必要があるため、来年度からは復興庁の予算を活用し県として事業を実施していく。なお、東日本大震災を契機として鬱などの健康面や家庭面での問題なども続いているため、東日本大震災関連の相談を受け付ける窓口として県民や避難者に理解してもらえるよう事業名に含める必要があると考えている。

#### 宮本しづえ委員

財源の所管が内閣府から復興庁に変わったとのことだが、国はこのような相談事業は終了だと認識しているのか、それは違うと思う。むしろ原発や震災による避難の長期化に伴い発生する問題がより複雑化しているのが現状ではないか。内閣府の認識は甘過ぎる。取りあえず復興庁の財源が継続になったから、相談事業も継続実施に至ったのではないかと。やはり現場の声をしっかり聞いてもらい国で予算措置するよう県として要望する必要があるため、よろしく願う。

#### 男女共生課長

内閣府が平成23年度から岩手県、宮城県、本県の3県において実施してきたものの、平成29年度で岩手県及び宮城県は終了し、30年度からは本県のみとなったが、継続してきた経緯がある。なお、先に説明したとおり県としては相談件数も多いため、復興庁に対して事業継続を要望していきたい。

生活環境部長

本県の場合、原発事故の影響がまだまだ残っているため、宮城県や岩手県とは状況が異なる。当該事業に限らないが、本県の厳しい現状をしっかりと訴えつつ必要とする事業は継続実施や新規実施等で対応していくとの考えを国に要望していきたい。

( 3月10日(水) 生活環境部)

三瓶正栄委員

3点聞く。まず昨日部長からも説明があった県災害廃棄物処理実行計画について、当該計画の策定期間は3月末と聞いたが、改めて確認する。

一般廃棄物課長

福島県災害廃棄物処理実行計画は、一昨年に発生した東日本台風の経験も踏まえ、市町村や福島県環境審議会の意見を聞きながら策定している。12月4日から1か月間パブリックコメントを実施、3月8日に環境審議会から答申されたところであり、今年度中の策定を見込んでいる。

三瓶正栄委員

市町村に対する説明会は今後開催するのか、それとも既に終わったのか。

一般廃棄物課長

現時点で災害廃棄物処理計画を策定している自治体は9市町村で、他の自治体にも策定を促している。まだ策定していない市町村には、平常時から十分な広さを持つ仮置場の候補地選定や運搬車両の確保、廃棄物の分別処理等に必要な人員配置等を助言している。加えて、市町村の意見を聞いた上で作成した計画のひな形及び発災時の初動に係る具体的な手順を定めたマニュアルを今年1月に提示した。今後各自治体の進捗状況を確認しながら、計画策定に向けきめ細かに対応していきたい。

なお、県計画を策定した後、新年度において市町村への説明会を行い、計画策定をさらに促したいと考えている。

三瓶正栄委員

策定済みの自治体は9市町村で、県計画の策定後に未策定の市町村でも処理計画が策定されるだろうと認識した。

東日本大震災から明日でちょうど10年を迎える。かつては忘れた頃に災害がやってきたとの話を聞いたが、最近は気候変動の影響で忘れないうちに災害が発生している。昨年2月定例会の一般質問でも取り上げたが、災害発生後に出る災害廃棄物の運搬先や仮置場整備等初動対応が非常に重要であると思うため、しっかり対応するよう願う。

宮本しづえ委員

災害ごみに関連して、先月発生した福島県沖地震でも同様に災害ごみが発生しているが、市町村間で処理の対応に相当差があると感じるため、当該計画との整合性をどのように図っていくのか。例えば、早い段階で福島市は、崩れた塀や落下した屋根瓦を宅地の1箇所にとめて置いておけばまとめて回収すると決定したが、集積場所に自力で運搬するとしている市町村もある。被害は同じなのに市町村によって対応が異なるケースが今回もあるが、県としてはどのような対応策を検討しているのか。

一般廃棄物課長

福島県沖地震では、市町村間で被害規模に大変ばらつきがあった。委員が指摘したブロック塀や瓦等については、個別に回収した市町村や、仮置場への搬入は住民やボランティアが対応しその後の処理は行った市町村などがある。2月6日には被災者が運搬して処理した場合でも補助事業の対象となるスキームがあることを市町村に通知し、さらに2月25日の市町村説明会においても直接周知している。また、市町村を訪問した際には住民からのニーズには適切に対応するよう指導している。

宮本しづえ委員

活用できるスキームがあるにもかかわらず、実際は市町村によって対応が異なったり、被災者に十分に周知されていないため個人負担で対応している事例が多くある。個人負担の場合は後日償還も可能だが、そのこともあまり知らされていない。災害発生後、直ちに被災者が支援制度を利用できる仕組みが必要と思うが、計画において周知方法はどのように位置づけられているのか。

一般廃棄物課長

発災後の廃棄物の処理方法については当然、災害廃棄物処理計画に盛り込んでおり、災害ごみの運搬先を速やかにホームページで周知する等の例を挙げている。

ただ、災害の規模や市町村の判断等もあるため、幅広く周知することとしているが、どの範囲まで周知するかは市町村の判断になると考える。

宮本しづえ委員

市町村の判断となると、やはり差が出てしまうのではないかと。策定済みの市町村は計画にのっとり対応すると思うが、未策定の市町村には制度設計も含め速やかに対応できる仕組みの構築を県が支援する必要があると思う。先月の地震で被害が大きかったのは相馬市や新地町、県南地方だが、計画は策定しているのか。

一般廃棄物課長

策定が済んでいるのは会津若松市、いわき市、喜多方市、大玉村、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、新地町の9市町村であるが、今回の地震で大きな被害を受けた市町村は策定していないところが多い。

宮本しづえ委員

計画の策定そのものが進んでないが、今後どのような災害が発生するか分からないため対応できるよう県として支援願う。

なお、新地町では仮置場までの運搬を住民にお願いしていると聞いたが、同町の計画では運搬費用について盛り込まれていないのではないかと心配したが、どうか。

一般廃棄物課長

新地町の計画の詳細は確認していないが、今後の災害発生を考えると住民にとって最も関心がある部分と思われるため、これから策定する市町村に対して助言していきたい。

長尾トモ子委員

新地町の被害現場も見た。県内の被害家屋約4,800戸のうち約1,300戸は新地町で、屋根瓦の被害が最多だと思うが土塀等も被害を受けた。

新地町は新型コロナウイルスの感染者がゼロ件であるためか、町民で作業に取りかかっているようで時間を要している。規模の小さい同町では約1,300戸の被害を受け対応に苦慮したと思うが、県はどのような支援を行ったのか。

一般廃棄物課長

新地町は一番被害が大きかったため、2月15日に県の担当職員が現地に向かい、町の担当者と対応策について打合せを行った上で、まず仮置場の確保と適切な分別を助言した。その後も頻繁にやり取りの上支援している。

長尾トモ子委員

小規模自治体かつコロナ禍でもあるため本当に大変だったと思う。新地町では瓦やブロック塀が多く畳や布団は当初受け入れないとしていたものの、地震後に雨が降ったことで苦情が多く寄せられたと聞いた。畳は先週初め頃に仮置場への搬入が可能になったようで、このような周知は新地町の広報が最もなのはもちろんだが、広域自治体の中心である県がもっと携わるべきではなかったのか。地震発生から3週間以上経過しているが、今後はどのように関わっていくのか。部長の考えを聞く。

生活環境部長

まず新地町だが、発災直後に町長から今後廃棄物が仮置場に置かれ、その後の処理が課題になってくるとの話聞いた。先ほど一般廃棄物課長からも説明したとおり、県の職員を派遣し対応を協議したが、職員だけでは対応が困難であるため、このような災害時に備え応援協定を締結していた県の産業資源循環協会が、仮置場の管理から分別まで対応するよう調整した。なお、近年災害が続いているため様々な経験の積み重ねができているが、今後の計画に限らず、町民への周知や補助制度の活用を含め職員が動くためのマニュアルが必要だと思っている。

先ほど説明会で今後取り組んでいくと説明したが、その中で具体例を示しつつマニュアルにも落としこんでもらう。また、マニュアルは策定して終わりではない。補助金の制度も毎年変わるため、そのような内容を随時情報提供しながら充実したマニュアルを準備しておき、災害発生時に住民や自治体職員がどのように動くか円滑な処理が進められるのかをしっかりと見据えて今後も積極的に支援をしていきたい。

長尾トモ子委員

今回はコロナ禍の中でもあるため町外からのボランティア受入れも難しく、地震後の作業は非常に厳しい状況だったのではないかと。そのようなときの県の役割は大きいと思うため、今後に期待したい。

三瓶正栄委員

引き続き災害ごみに関連するが、今後災害廃棄物については県が民間処理施設や市町村と協定を結んでしっかり対応してほしい。また、これまでの教訓も生かした対応を要望する。

次に、犯罪被害者支援は、昨年9月定例会の質問でも取り上げたが、条例の制定に向けて動いているとの説明があった。大変喜ばしく、また重要である。

昨春に三春町で2名亡くなった。当初は事故かと思ったが、検証したら殺人事件であったとのことで、地元からの生々しい声も聞いている。多くは述べないが、昨今では性暴力や事故、なりすまし詐欺などの様々な犯罪が毎日のように報道されている。罪のない人が犯罪に遭う、それは被害者はもとより残された家族も痛ましく、悲痛な声を聞いている。そのような状況から、県として何か支援ができないのかとの思いで昨年9月定例会の一般質問において尋ねたところ、全国の先進事例を調査するとの答弁があったが、犯罪被害者支援に関する条例を制定している都道府県はどの程度あるのか。

男女共生課長

37都道府県で制定しており、うち21都道府県は犯罪被害者等の支援に特化した条例である。また、今年4月の制定に向けて取り組んでる自治体もある。

三瓶正栄委員

県民が安心して生活できる社会形成のためにも、条例制定に向けて取り組むよう要望する。

矢吹貢一委員

三瓶委員が犯罪被害者支援の条例について触れたが、この条例制定には本当によく取り組んでくれたと思っている。三春町の事件後に我が会派にメールが届いたが、刑務所に入りたかったための無差別殺人とのことで、このような事件が起きてる中で被害者を救う手だてはないかとの趣旨であった。県民連合の亀岡幹事長とも相談し、議員提案での条例制定を考えていたところ、今回執行部から条例制定の議案が提出されたので、本当によかったと思っている。これまで福島県安全安心条例第21条に基づき犯罪被害者の支援を行ってきたが、その規定では対応しきれなくなっている現状を聞く。

男女共生課長

これまで福島県安全安心条例の第21条に基づき県や県警、そして民間の支援団体が連携して支援してきたが、社会的関心が高まる中で、やはり社会全体での支援を目指すとして条例で県や民間の事業者、県民の責務等を定め、それぞれの立場で被害者に寄り添い、しっかりと支援していくとの観点で特化した条例が必要と考えた。

矢吹貢一委員

社会全体で一緒に守っていくとのことである。様々な事件での被害者が苦しんでいるが、社会の中では見捨てられてしまっている状況も多く見られるようになってきたのではないかと。

条例の理念は分かったが、どのような点に特化した条例にするのか。どのような特徴を持った条例を目指しているのか、そして条例制定のスケジュールを聞く。

男女共生課長

まずスケジュールだが、来年度中に有識者会議等を設置し、骨子案に対する意見を踏まえ素案を作成する。また、パブリックコメントを通して県民からの意見も聞きながら令和4年度の施行を目指して条例案作成を進めたい。

また、どのような点に特化した条例にするのかについては、すでに制定している21都道府県の条例を参考にしつつ、被害者に寄り添った支援の実施に何が望ましいかを有識者の意見を踏まえ検討していきたい。

被害者の早期回復や被害軽減を1日も早くと考えたとき、経済的支援等も今後の大きな課題だと思っている。

生活環境部政策監

今の説明に補足するが、もう3月であるため有識者会議の人選等に着手するべく早く対応できるよう進めるなど、早目のスケジュールを想定し取り組んでいきたい。また、弁護士費用への助成など、条例制定を待たなくても対応できる事業は新年度から実施していく。さらに、犯罪被害者支援に関する対応は県、市町村、警察の連携が必要であるため、条例を制定する県のみではなく、県の考えを市町村にしっかり説明した上で市町村でも対応できるように、住民にとっての身近な問題は市町村と県が対応していくというスキームの構築に努めていく。

矢吹貢一委員

そこが一番重要であると思った。現行の福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例の中で行える諸施策は条例制定を待つことなく実施していくことが必要である。三春町の事件時に、被害者の家族を守る融資制度などの支援制度を、県は至急つくるべきという内容がメールに記載されていた。現行の条例に基づき対応できる支援は進めていくよう願う。

また、県警との連携が非常に大切だと思う。この条例は県警としっかり連携して制定しないと、仏つくって魂入れずのような状況も想定されるため、どうか県民の生活が本当に安心・安全と思える条例を制定するようよろしく願う。

長尾トモ子委員

昨日3月9日の常任委員会でも少し触れた、犯罪被害者支援について担当する男女共生課を設置したの最大の目的は何か。

生活環境部政策監

以前は人権男女共生課で現在は男女共生課であるが、事務分掌は人権男女共生課から変わっていない。まず女性参画や女性活躍社会等の男女共同参画社会の実現、そしてユニバーサルデザインや多様な社会における人権問題の大きな2項目が同課の担当事務である。

長尾トモ子委員

生活安全と男女共生は少し異なっているのではないかと。3月8日は国際女性デーだったが、男女の権利やダイバーシティーなど時代の流れにより様々な情報が入ってきているが、男女共生課が担当する業務の幅はとて広いと感じる。先ほど21都道府県が犯罪被害者支援に特化した条例を制定していると聞いたが、担当課はどこか。

男女共生課長

人権を担当する課のほか、県民生活に関する担当課が所管してる自治体もある。

長尾トモ子委員

どんな事件が起きるか分からない時代ではないか。私は男女共生課の所管ではなく、きちんとした担当課を設置する時期に来ていると思うが、女性活躍に関する数値目標が多く掲げられているため、生活安全に関する取組が薄まっているのが現状だと感じる。私は生活安全に特化しなければならないし、これを機に組織編成を改める必要があると思うが、部長の考えを聞く。

生活環境部長

委員指摘のとおり、男女共生課では現在、生活安全、人権、男女共生社会の実現、多様性や包摂性などを理念どおりに

県民に伝えていくのか等の幅広い課題を抱えていると承知している。

現段階では、現在抱えている課題の解決に向け、まずは部内の人員配置も含め解決に向けた動きが停滞しないよう対応していきたい。その上で部全体を見渡し、適正な人員配置や業務分担の視点を持ち、不断に検証していきたいと考えている。

三瓶正栄委員

矢吹委員の話に関連するが、経済的支援については条例においてしっかり定めた上での支援を願う。

次に、環境創造センターについては昨日も交流棟に係る予算額の話が出た。開館から4年8か月がたつが、開館当時は大山生活環境部次長が副館長だった。内覧会に行った三春町の住民からは、「館内が少し寂しい感じがする」、「館内にBGMを流してみたらどうか」との声があったため、当時の副館長に依頼しクラシック音楽を流してみたところ、知り合いの来館者からは好評であった。

また、三春町が制定した景観条例のため案内用の看板設置が難しかったが、町民から目立つ場所への看板設置について声をもらい、当時の副館長に要望して三春船引IC出口と西部工業団地の敷地内に新たな看板を設置をしてもらった。開館後も改善していくことは重要であると思っている。

また、開館からの入館者は38万人に達している。開館した年度は目標8万人に対して9万人の来館者があった。今年度は2月末時点で4万1,000人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少しているが、2～3日前には新潟県長岡市の高校生が修学旅行で来館したとも聞き、うれしく思っている。昨日の常任委員会では、新年度予算で展示物の更新や中学校へのバス代補助の説明があった。加えて、子供が自宅でオンライン形式により学習できるとも聞いたが、内容について詳しく聞く。

環境共生課長

コミュニティ福島については、承知のとおりコロナ禍の影響で来館者が例年の4割程度になっている。その状況でもコミュニティの情報を発信していくため、おうちdeコミュニティという館内を見学できる動画を作成し、昨年からは簡易版と詳細版の2種類をホームページに掲載し、情報発信に努めている。

三瓶正栄委員

その動画には、手話通訳画面も表示されているのか。

環境共生課長

手話通訳の導入までは確認していない。後日改めて確認する。

三瓶正栄委員

手話通訳は導入すべきである。県議会のインターネット中継にも手話通訳が導入されているため、ぜひとも検討願う。

明日で東日本大震災から10年になる。県内には3.11伝承ロードが10か所あるが、そのうち1つがコミュニティ福島である。交流人口の拡大や経済の活性化にもつながると期待しているため、この節目の機会に周遊を図ってはどうか。県内外はもちろん、360度のドームシアターは東京都以外では本県にしかないため、世界に向けての情報発信を行い、新型コロナウイルス感染症の終息後には国内外はもとより多くの人に足を運んでもらえるとありがたい。

昨日展示物の話があったが、今年は7月で開館から丸5年を迎えるコミュニティ福島にとっても節目の年である。現在の展示物にはデジタル地球儀等があり、展示物の更新に当たっては今後選定委員会での決定を経ると思うが、どのような考えか。

環境共生課長

委員指摘のとおり、専門家からの意見を踏まえながら子供たちが来館したくなるような魅力的な展示物にしていきたい。幅広い意見を踏まえて展示物の内容を決めていくことになる。

三瓶正栄委員

震災遺産は残さなければならず、また絶対に風化させてはならないと思っているため、これからもしっかりと対応するよ

うよろしく願う。

佐藤雅裕委員長

手話通訳導入に関する質問は、障害を持っている人にも伝わるようにすることが趣旨だと思うため、その趣旨を踏まえた対応をよろしく願う。

宮本しづえ委員

男女共生課の業務量について指摘があったが、コロナ禍の中で最も影響を受けているのが女性の分野だと思う。私たちがフードバンクの取組を見学したが、その中でも日用品が非常に喜ばれていた。世界的にも、生活困窮が進み生理用品の入手が難しい女性の問題が深刻化している。この状況において、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方に基づき必要なものとして、困窮者への支給を義務づけるという国も出てると聞くため、県としての支援策も考えなくてはならないのではないか。県内でも日用品を準備したら喜ばれたが、それだけ必要とされていることが分かった。生活困窮に加えコロナ禍の中でもあるため、このような問題は中々見えづらく、そして言い出しにくいのが切実に求められており、支援の在り方を考えなくてはならないと思うが、検討しているのか。していなければ、検討すべきではないか。支給には様々な方法があるが、例えば社会福祉協議会やNPO法人、新たな相談窓口を通じた支援などが考えられる。さらに予算確保によって支援策が実施可能と思うため検討するよう願うが、どうか。

佐藤雅裕委員長

男女共生課としての回答でよいか。

宮本しづえ委員

よい。

男女共生課長

コロナ対策本部に問題の発生を含め確認しつつ、宮本委員からの要望を伝えた上で対応していきたい。

宮本しづえ委員

言い出しづらく表面化しにくい内容であるため、確認が難しい問題だと思う。実態の把握は困難だが、食糧支援と同様に必要なもので、米と同じように必需品である。調査するまでもないものと認識した上で支援の在り方を検討してもらいたいが、どうか。

生活環境部政策監

切実な状況の情報提供に感謝述べる。まずは窓口となるコロナ対策本部と情報共有し、さらに男女共生課としてリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方も重要であることを踏まえ協議しながら進めていきたい。

宮本しづえ委員

よろしく願う。

コロナ禍の中、雇用面でも不安定な状況や解雇、そして休業補償が支給されない事例が100万人超の相当数あるとも報道されている。女性が置かれている深刻な状況についての調査は雇用労政課などでの実施が想定されるが、生活環境部の取組としても考えられる。女性の雇用に関する実態調査を求めたいと思うが、予定はあるか。

佐藤雅裕委員長

商工労働部や総務部にも関係する内容であるため、生活環境部として可能な範囲で答弁願う。

男女共生課長

コロナ禍においては、特にパートタイムの雇用契約を結ぶ女性の解雇が深刻な状況にあることは報道等で承知しているが、当課としては男女共生センターにおける相談窓口での対応や、チャレンジ相談として内職のあっせん等に努めている。なお、商工労働部所管の雇用労政課においては女性向けの就業支援などの取組を実施していると聞いている。

佐藤雅裕委員長

先ほど政策監も答弁したように、部局間でしっかり連携しながら今後取り組むよう願う。

長尾トモ子委員

防災についても女性特有の問題がある。東日本大震災や水害、台風、先月の地震もそうだが、女性の視点は大切である。防災となると、地域での活動含め町内会長などどうしても男性が多いため、女性の登用率は重要である。加えて女性の中でも若い世代への防災意識向上が必要と思うが、地域防災会議等における女性の割合を聞く。

男女共生課長

県の防災会議に係る女性委員の登用割合は16.7%である。

男女共同参画プランにおいては、いずれの性も40%を下回らないことを目標としているため、16.7%はかなり低い割合だと思う。

会議を所管する危機管理部の災害対策課に対しては、女性割合の引上げについて、改選時期などを捉えながら高めていくよう強く働きかけている。

なお、災害対策課では現在、避難所の運営マニュアル等の見直しも行っている。男女共生課にも内容確認の依頼があったため、当課の女性職員の視点からも漏れなく必要な意見等を提案し、改定後のマニュアルが避難所で過ごす女性にとって支障がないよう見直しへの協力を努めている。

長尾トモ子委員

登用率40%を目指して、しっかり取り組まなければならない。

今回東京オリンピック・パラリンピック関連で世界から批判され、現在慌てて女性登用に動いている様子がかがわれるが、そのような視点に改めて気づかされた。そして県職員も、女性の部長を1人は登用してほしいと思う。10年前に1人登用されたが、その後は全然登用されていない。幹部職員の女性登用率は低くないと思うが、現在の状況を聞く。

男女共生課長

人事課が男女共同参画推進行動計画を所管し取組を進めているが、女性管理職の割合は8.4%である。目標の8%に対し8.4%であるが、全国的に見ても低い状況だと認識している。管理職の女性職員の割合が改善されるよう、今後も総務部と連携して取り組んでいく。

長尾トモ子委員

課長はこれ以上答弁できないと思うため、知事をはじめ各部局長が提言していかなければならないと思う。何度も求めて恐縮だが、部長は女性の活躍についてどのように感じているのか。

生活環境部長

政策や意思決定の場における女性の登用、そして女性の意見をしっかりと反映させることは、以前から重要な課題であると認識している。現在、人事課では女性職員の育成や確保も含めて取り組んでいるところだが、職員構成の関係もあり登用率は改善されていない現状である。男性と女性が共に意見を出し合いながらしっかりと施策をつくり実行していくことが非常に重要だと考えている。

機会をしっかりと捉え各部局と連携しながら、それぞれの立場で女性人材の育成も図り、その成果が数字に表れるよう総務部とも協議していきたい。

長尾トモ子委員

現在県庁にも活発な女性が多くなっているため、育成に向けた姿勢が大事だと思う。男性、女性が等しく家事、育児に携わる時代になってきており、私たち議員も、育児や介護に携わる場合は欠席届を提出すれば議会を休めるようになるかもしれない状況になりつつある。頑張る女性をしっかりと応援するよう願う。

宮本しづえ委員

長尾委員が述べた観点は非常に重要である。今、男女共同参画の推進に関する条例に基づき計画を見直す時期ではないか。今まで設定されていた目標が低過ぎだと思う。先ほどの女性登用率は目標が8%なので、8.4%でも達成しているとなる。ほかの審議会も40%が目標値だが、35%程度だとなったら目標値に近づいていることとなり、本県は男女共同参画

の取組を頑張っているとなってしまう。特に、女性管理職登用の目標値はあまりにも低過ぎたのではないかと。全国平均は10%を超えているため、本県の取組は遅れている感が拭えない。

計画の見直しに当たっては、目標値を引き上げるべきと思う。ただ、女性管理職の登用については、経験を積んだ職員がそうはいないとの話も聞くため、女性にも男性と同様リーダー的な役割を担ってもらうなどの人材育成にも努めていく必要がある。経験者でないにもかかわらず、いきなり管理職登用と言われたら戸惑ってしまうのも事実であるため、経験を積める機会を女性に保障していくとの観点があれば、女性職員の幹部登用は簡単に進まないのではないかと。両輪で進めるよう願う。

ただ、今回東京オリンピック・パラリンピック組織委員会で女性が委員長にいきなり登用されたように、思い切った転換も可能ではないか。本県にも有能な女性職員はたくさんいるため、それなりの部署に配置し経験を積んでいく方法など、女性幹部職員の比率を一気に引き上げるといった観点で、それなりの役職に登用すれば、それなりに育成される面もあるため、管理職への登用を積極的に推進するよう要望として述べる。

環境共生課長

午前中に委員から指摘のあったコミュタン福島の紹介動画、おうちdeコミュタンは手話通訳に対応している。また、手話のできるスタッフを配置し来館者にも対応している。さらに、英語のできるスタッフを配置し、外国人にも対応している。今後も引き続きPRに努めていく。

宮本しづえ委員

知事が2050年カーボンニュートラルを宣言した。国も今後具体的な法整備や計画の策定に着手し、今後県も計画策定をはじめ具体的な取組を開始することになると思うが、現在検討されている取組の方向性を聞く。

環境共生課長

今定例会で知事が2050年カーボンニュートラル宣言を表明した際に触れたように、まずは徹底した省エネルギー対策と再生可能エネルギーの最大限の活用が大きな2本の柱になると思う。現在、温暖化対策推進計画の見直し作業を進めており、有識者から意見を聞いているところである。どうすれば県民に取り組んでもらえるのかについて有識者からも意見が寄せられているため、それを踏まえながら検討を進めていきたい。

宮本しづえ委員

計画の見直し時期はいつになるか。

環境共生課長。

来年度の秋、10月頃の改定を目指して取り組んでいく。

宮本しづえ委員

実効性のある具体的な内容を盛り込んだ計画策定をよろしく願う。国も宣言は表明したが、政策には重大な問題点もあると思う。2030年までの目標をどのように設定するかが非常に重要な取組ではないか。1990年比で13%減の水準にとどまっていたのでは、世界から大きく立ち後れることになってしまう。思い切って減らすよう具体的な目標設定が必要ではないか。既に産業革命前と比べ世界の平均気温が1.2℃上昇しているとのことで、これを1.5℃以内に抑えるためにこの10年間で重要となる。今定例会でもこの10年間の取組が非常に重要ではないかと指摘したが、10年間という極めて短期間の中での取組が求められる。国の目標に合わせて計画を策定すればよいのではない、との立場で県として計画策定を進める必要があると思う。県は国と異なる考えを出しにくいかもしれないが、国の取組が非常に不十分であることを踏まえた上で計画策定を進める必要があることを指摘するが、考えがあれば聞く。

環境共生課長

現行の計画でも2030年の本県における温室効果ガス排出削減目標として45%削減を掲げており、この目標値は国よりも相当高い。新しい技術の開発やエネルギー政策等は国の状況を見ながら進める部分もあるが、県としての目標は先ほど説明したように有識者からの意見を踏まえ、実行可能な目標をしっかりと設定した上で取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

45%削減に対し県は現時点でどの程度達成しているのか。

環境共生課長

毎年公表している温室効果ガスの削減値については、基準年の平成25年に対し最新年の平成29年分で12.6%削減だった。

宮本しづえ委員

目標45%削減に対し12.6%減では目標到達が低いことになるが、その認識でよいか。

環境共生課長

現行計画では、平成25年比で2020年の削減目標を25%としている。先ほど説明した45%削減は2030年の目標で、最新の達成値は平成29年の12.6%削減である。

宮本しづえ委員

このまま推移すると2020年ではどの程度の削減見通しとなるのか。また、2030年に45%削減するとの目標は本当に達成できるのか。

環境共生課長

平成25年比での2020年削減目標25%に対し、現時点での見通しは特にない。ただ、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等進んでる部分も踏まえて確認していく必要があると思う。

生活環境部次長（環境共生担当）

コロナ禍で産業が停滞し自宅待機等でテレワークが進んだ際は、世界全体で温室効果ガスの排出量が大幅減少したが、経済の動きが再開すると増えていくと思われる。一方、巣ごもりによって家庭内の電力消費量が増えている状況でもある。今後も経済の見通し等も関連してくるため確定的な内容は述べられないが、今後は省エネルギーの機器への更新や住宅への省エネ対策等により減少傾向にあると考える。

宮本しづえ委員

省エネルギーと再生可能エネルギー推進の2本柱で進めるよう願う。生活環境部だけでなく全庁的な取組が求められる分野であり、特に省エネルギー関係では、家庭での住宅リフォーム等に助成を行うことで積極的に進めることが可能と思われる。本会議でも述べたが、多数の応募に対し枠が不足したため、希望者が助成を受けられない事例がある。予算はしっかり確保した上でカーボンニュートラルの実現に向けた本気の態度を県として示していくことが大変重要であるため、土木部と協議しながら推進してほしい。住宅太陽光発電設備への補助は4,000件の見込みに対し申請は3,000件程度になったとの実態はあるが、引き続きしっかりした取組を求めている。

また、環境保全と再生可能エネルギー推進は、相反するものではなく一体的に取り組まなければならない課題ではないか。県は2040年までに再生可能エネルギー100%を目標として掲げているのはよいが、何でもありでよいのか。SDGsにおいても環境保全は非常に重要な課題の一つであるため、再生可能エネルギーとの両立が非常に重要な点ではないか。本会議でも指摘したが、本県の場合はメガ発電の設備計画が多い。現在、県で環境アセスメントしているメガ発電設備について、環境アセスメント法及び条例に基づいた計画はどの程度提出されているのか。現時点におけるメガ発電の環境アセスメントに係る事業計画一覧を提出願う。以前提出してもらった資料は計算が少し異なる部分があるので、県内のメガ発電に係る計画提出及び環境アセスメント実施状況に係る資料を提出できないか。

環境共生課長

現在アセスメント手続中の案件は県のホームページでも公表しているが、提出も検討したい。

佐藤雅裕委員長

ホームページに公表されているが、資料として提出を要するのか。

宮本しづえ委員

ホームページに一覧は掲載されているが、重複している内容があるため積算すると違ってきてしまうのではないかと。現

在は整理されているのか。

環境共生課長

条例に基づく案件が法に基づくとなった案件等もあるため見づらい箇所があるかもしれないが、重複案件はないと確認している。ただ、分かりづらい箇所は改善に向けて対応したい。

宮本しづえ委員

ぜひ資料として提出願う。

佐藤雅裕委員長

基本的にはホームページに掲載されているが、確認も含め資料の提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤雅裕委員長

異議ないと認め、3月12日までに15部提出願う。

長尾トモ子委員

風力発電には様々な問題もあると思うが、十数年前に五島列島の洋上風力を調査したことがある。ドイツにおける山頂での風力発電には景観の点から疑問を持っていたが、海上での発電なら景観の面からもあまり影響はないのではないかと。また、震災後に国の施策で福島県沖に洋上風力発電装置が整備され、電力供給も行われたが、全撤去となってしまった。県として洋上風力も含めどのように捉えているのか。

佐藤雅裕委員長

長尾委員に述べるが、今の質問は企画調整部のエネルギー課所管であるため、生活環境部所管の質問を願う。

長尾トモ子委員

風力発電は環境アセスメント等の問題もあるが、知事がこのカーボンニュートラル宣言を表明したことから、環境面を考慮しつつ電力供給も併せて取り組むよう意見として述べる。

佐久間俊男委員

生12ページの自然公園費について2点聞く。まず公園施設整備費について、来年度の当初予算額が今年度比で8,415万9,000円程度少なく計上されている。また、整理予算では繰越し明許費として公園施設整備費5,735万1,000円が可決されているが、自然公園費を今年度予算に比べ少なく計上している理由を聞く。

また、今年度は公園施設整備費内の自然公園利用環境整備費事業費が計上されていたが、来年度当初予算には計上されていない理由を聞く。

自然保護課長

公園施設整備費を大きく占めるのは国立公園等施設整備事業である。国立公園の中の木道や標識等の施設を整備する事業だが、どうしても年度毎に予算額の波が出てしまう。整理予算の委員会時に説明したが、国の減額内示により認められなかった避難小屋の整備等に係る事業費を新年度予算に特殊要因として計上している。また、尾瀬の木道は老朽化が進んでおり、多額の事業費が発生する。五色沼の展望施設整備なども含め大規模施設の整備費用を合算すると、8,000~9,000万円となる。

なお、今年度の予算額が突出して大きい金額であったが、来年度の事業費は例年並の予算額である。

今年度の自然公園利用環境整備事業は標識の多言語化を行う事業だが、来年度は整備する案件がないため予算を計上していない。

佐久間俊男委員

環境保全と調和の観点から、今後自然との共生も大事になってくると思うため、来年度の事業もよろしく願う。

次に、ふくしまグリーン復興構想について聞く。越後三山只見国定公園への只見柳津県立自然公園編入は、福島グリーン復興構想における大きな取組の1つだと思っているが、国定公園への県立自然公園編入は、どのようなメリット及びデ

メリットがあるのか。

自然保護課長

ふくしまグリーン復興構想の大きな柱の1つに、只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入がある。まずメリットは、国定公園になることで全国的な知名度が格上げになる。また、公園内の施設整備時は国定公園になると国の整備予算を活用することができる。補助率は100分の45であるが、補助金や交付金を活用した整備推進が可能になる。

さらに国定公園への編入を契機として、只見線等の利活用促進をはじめ復興構想での利用促進に関する様々な取組を進めることによって、交流人口の拡大にもつながっていく。デメリットは基本的にないと思われる。もともと県立自然公園であり、規制制約の区域は変わらないため、地域住民への影響もない。住民がいない地域で保護のため一部地種区分を変更する場所があるが、大きな影響はないと考えている。

佐久間俊男委員

国の交付金が活用できるとのことで、ぜひともふくしまグリーン復興構想実現に向けて取組を強化するよう願う。

編入時期は新年度と考えてよいか。また、編入後の国定公園は、越後三山只見柳津国定公園となるのか。全国への発信に向けて大きな材料になると思うため、現時点で分かっていたら聞く。

自然保護課長

まず編入時期の見通しについては、昨年11月に県が国に申出を行い、現在国が国定公園案を策定中である。今後パブリックコメントや省庁協議等の手続を経て中央環境審議会において議論される流れである。確定ではないが、中央環境審議会での議論は夏以降と聞いており、その審議を経て認められた場合は所定の手続後、秋以降に告示となる。

名称について、現在の国定公園名にはすでに只見が使用されているが、編入後の名称変更は特に議論されていないため、変更はないと思われる。

佐久間俊男委員

ふくしまグリーン復興構想は福島創生総合戦略における柱の1つであるため、名称は重要ではないか。越後三山只見柳津国定公園のほうが格好よいのではないか。今後只見線を利用して、全国あるいはコロナ終息後は全世界から本県に来てもらうような取組に努めており、また、終息が見えてきた時には、観光産業がますます推進されていくのではないかと思います。名称変更を環境省の中央環境審議会に掛け合うことはできないのか。

自然保護課長

現段階では国が審議調整を行っているが、これまで名称変更について議論されたとは聞いていない。

佐久間俊男委員

承知した。

只見川の川筋は只見柳津県立自然公園の枠に含まれてはいたはずである。生活環境部が取り組んでいるJR只見線の復旧については部長説明でも触れられていたが、全面復旧の見通しを聞く。

只見線再開準備室長

JRは令和4年度上半期に復旧工事完了、令和4年度中の全線再開を予定していると公表している。

佐久間俊男委員

JR只見線とふくしまグリーン復興構想はセットであり、目指すは交流人口の拡大だと思う。JR只見線の再開が令和4年度中となると、同年中にはコロナが終息していると想定し取り組んでいく必要があるのではないかと。今から準備を進めつつ、この川筋はすばらしい国定公園にあるということを発信できるよう交流人口の拡大に努めてもらいたい。

ふくしまグリーン復興構想の目的の1つに交流人口の拡大があるが、どうか。

自然保護課長

委員指摘のとおり、ふくしまグリーン復興構想の目的の1つは、自然公園の魅力を生かしつつそれを活用しながら交流人口の拡大を図ることである。例えば先日の本会議でも答弁したが、交流人口の拡大に向け、各公園内が持つ魅力を活用

できるよう、自転車向けの周遊ルートやトレイルルートの設定、そして裏磐梯国立公園では現在ビジターセンターや野営場の改修が検討されている。各施設の魅力を生かしながら多くの人に本県の自然公園の魅力を感じ楽しんでもらう取組を通じて交流人口の拡大につなげていきたい。

生活環境部長

委員指摘のとおり、ふくしまグリーン復興構想の目的は交流人口の拡大であるが、自然公園の魅力向上により自然公園の利用者を増やすことはもちろん、当該エリアには只見線という地域資源もあるため、各エリアの利用促進を図り互いに利用者が増えることで交流人口増加の相乗効果が期待できる。エリア全体の地域振興につなげていくという考え方が非常に重要だと思うため、例えば只見線の旅行商品として自然公園を含めたパッケージを企画する等、様々な手法を駆使して交流人口の拡大及びエリア全体の地域振興にしっかりと取り組んでいきたい。

佐藤義憲副委員長

只見線に関連して質問する。新年度の当初予算に計上されている只見線運行再開環境整備事業については設備管理システム導入との説明があったが、もう少し詳しく聞く。

只見線再開準備室長

全線復旧前にJRから県に只見～会津川口間の鉄道施設が譲渡される予定で、県は鉄道事業者と線路や線路の底地、橋梁、駅舎等の鉄道施設等を管理していく。新年度当初予算には、現在JRが使用している鉄道施設維持管理のシステムを県にも導入するため、その改修費用を計上している。

佐藤義憲副委員長

そのシステムはどこに設置するのか。JR東日本が管理するシステムを県に移行して使用するのか、それとも新たな管理システムを導入し県独自で運用を行うのか。

只見線再開準備室長

説明が不足したが、JRが使用しているシステムを、県でも使用できるよう改修を行う。維持管理の上では県の責任で適切に管理していく必要があるため、将来的に維持管理専門の組織が必要になると思うが、そこでの使用を想定している。

佐藤義憲副委員長

今後、システムを利用する県職員が必要になることか、承知した。

先ほどの説明では只見線の全線再開は令和4年とのことだが、残すところ2年弱である。準備に当たっては来年度が大変重要な時期だと思うが、現在取り組んでいる利活用プロジェクトについて、来年度に新規取組があれば聞く。

只見線再開準備室長

来年度は、地域の魅力向上として目的地づくりに力を入れていきたい。委員も承知していると思うが、只見線沿線は三島町の編み細工や只見町のあめよばれなど、来訪者が通常の生活では体験できない魅力の宝庫である。例えば三島町の編み細工も生活環境部長が先ほど説明した旅行商品に組み入れたり、只見線の利用と地域の資源を組み合わせたモニターツアーの企画など、魅力づくりや地域目的地づくりに、外部専門家を招聘しながら力を入れていきたい。

佐藤義憲副委員長

目的地づくりや魅力化のバージョンアップもあるが、秋田では「海の五能線、山の只見線」というキャッチコピーを用いて売り込んでいる。私もJR秋田支社が管轄する五能線を訪れたが、旅行商品のパッケージに沿って自治体の協力を得るなど、様々な面でバックアップしている話を聞いてきた。今後の只見線再開に向け、地域振興の面では魅力化や目的地づくりとして旅行商品の企画があり、今後の課題としては少し長期的な話になるが、JR東日本との協議の中で只見線のダイヤ改正も視野に入れていかなければならないと思う。地域の足としてのJR只見線とは別に、観光路線としてのダイヤを考えると、例えば宿泊場所から出発する際に電車のダイヤがマッチする等連結していかないと利用者が不便を感じる。

JR東日本との協議状況や今後必要となることがあれば聞く。

只見線再開準備室長

委員指摘のとおり、現状のダイヤは観光客にとって日帰りでの周遊が難しい。県としては、只見線のダイヤを補うバスの運行等を実施している。また、着地型観光として会津若松発着の団体臨時列車を運行する等の実績によりダイヤ改正に動くのではないかと考える。先日委員も出席した利活用推進協議会にJRも参加しているため、引き続きJRや沿線自治体、関係機関と連携しながら取り組んでいきたい。

山口信雄委員

猪苗代湖の水環境保全対策について、新年度予算に計上されている紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業の中にヒシの刈取り船の整備が含まれているが、実施時期及び効果を聞く。

水・大気環境課長

まず時期について、これまで県は平成26年度から刈取り船によるヒシの回収を委託してきたが、今年度は10日間という短期間の稼働で約94haのヒシを回収した。ただ、現地のヒシの繁茂状況は広く、現在の委託実施だけでは十分な刈り取りができないため、来年度県で大型の刈取り船を整備し、繁茂しているヒシを十分に刈り取る体制整備を考えている。特殊船のため整備におおむね1年近く要するため、令和4年度からの運用を目指しており、来年度のヒシの刈取りは従来と同様に委託実施を予定している。

刈取り船の整備による効果について、ヒシの繁茂状況から年間50～60日程度船を稼働させてヒシを刈り取る必要がある。現在、猪苗代湖の水質におけるCOD値は年間0.05～0.1程度上昇しているが、刈取り船を整備し稼働日数を増やして刈り取りすることにより、COD値を横ばいあるいは低下傾向にすることが可能と試算している。

山口信雄委員

水質悪化の一番の要因は酸川による水質の変化と聞いているが、刈取り船の導入により猪苗代湖の水質悪化を防ぐとのことで、ほかにも浄化槽等の対策に取り組んでおり、これ以上の対策はないのか。やはり県にとっては非常に大事な猪苗代湖の水質であるため、今後の対策について考えがあれば聞く。

水・大気環境課長

猪苗代湖のCOD値が上がっている要因だが、まず上流から流れてくる酸川や長瀬川の酸性が弱まっているため、これまで猪苗代湖に備わっていた自然浄化能力が低下している。また、猪苗代湖のpHが酸性から中性に変わったことによって湖内の植物プランクトンや水生生物が繁茂しやすい状況になっている。

そのために、猪苗代湖に流入する汚濁負荷物質を限りなく削減し、さらに湖内に広がっている水性植物を多く回収するとの2本柱を対策としてこれまで取り組んできた。

水生植物を回収するためには刈取り船の整備、強化であるが、汚濁物質の流入削減には生活排水対策として高度処理型の浄化槽整備を促進してきた。加えて今年度からは、環境創造センターで猪苗代湖に流入する河川の水を直接浄化する研究に取り組んでおり、来年度からはその研究を踏まえて実際に猪苗代湖へ流入する河川に実証施設を整備し、どの程度浄化されるのか現場研究を予定している。効果が確認された場合は今後社会実装し、さらなる流入物質の削減に取り組んでいきたい。

山口信雄委員

来年度からの実証研究を詳しく聞く。

水・大気環境課長

現場に整備する実証施設は、河川から直接引き込んだ水を植物や土壌を利用して浄化をする施設である。具体的な場所だが、これまでに土地所有者等と調整が済んだ会津レクリエーション公園で、園内に流れている赤井川を対象に実証試験の開始を予定している。赤井川は会津若松市の湊地区内を流れる河川であり、生活排水や水田からの排水も多く流入しているため、周辺水田に水を入れる際や水抜き後に川の汚濁が見られる。猪苗代湖に流入する河川は幾つかあるが、特に北部、猪苗代町側には生活排水による汚濁が大きい河川があるため、各河川の特性に応じた浄化手法を検討していく必要がある。また、会津レクリエーション公園ほか、猪苗代湖の北岸部でも実証研究できるよう現在地元関係者と調整しており、

めどが立ち次第開始したいと考えている。

山口信雄委員

確認だが、浄化方法は現在日本大学工学部で取り組んでいる自然の力を利用したものか。

水・大気環境課長

機械や薬品は使用せず、植物や現地の土壌等を活用した浄化方法を予定している。

山口信雄委員

自然の力を利用することでコスト抑制の効果も狙っていると思うが、今後結果が数字として出てくるのを期待する。

水・大気環境課長

浄化方法について補足する。現在浄化に用いる植物はヨシを予定しているが、ヨシ以外にも浄化作用がある植物を視野に入れながら、研究を進めていきたい。

宮本しづえ委員

除染について、現場保管箇所が思った以上に多い。基本的に新年度中に中間貯蔵施設への搬入をほぼ完了させたいとしているが、なぜ1万か所以上で現場保管が残っているのか。様々な事情があると思うが、計画年度中に現場保管箇所から全て搬出するのは困難との可能性も否定できない。現場保管箇所が残った場合はどのように対応するのか。

除染対策課長

現場保管は1万5,000か所程度残っている。これまで最大で約19万か所あった現場保管は昨年11月末現在で1万5,000か所となり、約9割以上の搬出が完了している。残りは来年度中におおむね中間貯蔵施設へ搬入予定であり、各市町村において計画的に搬出を進める。その中でも搬出が困難なものがあるが、それについても各市町村が土地所有者と協議、交渉の上搬出に向けて進めている状況でおおむね来年度末には現場保管をなくすよう努めており、県としても各市町村の取組を支援していきたい。9割以上の搬出が完了しているため、最後の追い込みとして残りの搬出に向けて進めていきたい。ただ、どうしても残ってしまうものは、各市町村において、状況や台帳の確認等管理を継続しつつ、土地所有者等から合意が得られ搬出が可能となった段階で、国と協議し最終的に搬出となる。

宮本しづえ委員

努力していくとは思いますが、恐らく個別に残ってしまう箇所もあるのではないかと。搬出の経費は国が負担しているため、最後までしっかり国が責任を持って取り組んでいくとの確認をしないと市町村負担になってしまったら大変だと思う。きちんと国と協議を進める必要があるとの意見を述べたが、費用面は大丈夫なのか。

除染対策課長

委員指摘のとおり国の責任で最後まで対応するよう、現在も国と密に協議を進めているが、今後も継続して国に責任ある対応を求めていきたい。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

今ほど国と協議を進めていきたいと説明したが、除染は国の責任で行うものであるため、搬出時期が後ろ倒しになったとしても当然費用は国が負担するとして国も了解している事項である。

佐藤雅裕委員長

本日は、女性の活躍という視点で多様性の問題やカーボンニュートラルに関連しエネルギー問題等が議論されたが、その際生活環境部が所管する事業に他部局の協力を求めなければできないとの話が出た。今後も各種計画や県の総合計画も改定されるが、制度は所管するが実際に取り組むのは各部局となっている構造があまりよくないと思う。今日もジェンダーについて議論され、以前知事も多様性の問題としてしっかり取り組むと述べていた。業務量の話は別として、間違いなく生活環境部が多様性の問題の旗振り役を担うとの話が出るため、その権限も付与されるぐらい新年度もしっかり取り組むようお願い。

また、脱炭素、カーボンニュートラルの推進における中心的な役割を担っていくのは生活環境部との理解でよいか。

環境共生課長

脱炭素社会の推進は生活環境部が旗振り役となり、全庁挙げて取り組んでいくと思っている。

佐藤雅裕委員長

その意気込みでよろしく願う。課長も説明していたが、省エネや再エネでは土木部や農林水産部、県民の生活では全部局が関係してくるため、大変強力な推進体制を整備しなければ絵に描いた餅になってしまう。今ほど環境共生課長も生活環境部が旗振り役と述べたが、新年度以降脱炭素、カーボンニュートラルに向けて生活環境部が中心となって進めるよう願う。各部門の目標達成状況を認めるのではなく、生活環境部が目標値を投げかけて推進していくようよろしく願うが、最後に生活環境部長から発言はあるか。

生活環境部長

脱炭素社会の実現及び男女共同参画について話があったが、いずれも生活環境部が全庁的な旗振り役として横の連携をしっかりとリードしていく役割を担うと認識している。総合計画にもその2点を明記し、まずは日頃から連絡会議等で情報共有の上全庁挙げて取り組んでいくとの意識づくり及び取組の実践をしっかりとリードしていきたい。そして委員長が述べたとおり実現に向けた取組を強化していかなければならない部分については、当部がしっかり意見を伝えて各部の取組につなげていき、全庁内の組織的はもちろん、いずれ県民にも理解を得ながら実践してもらうことが必要な分野であるため、全庁的な取組の発信により県民の取組につながる流れをつくっていきたい。

## ( 3月12日(金) 企画調整部)

宮本しづえ委員

企画3ページのふるさと福島交流相談支援事業費が8億円とあるが、主な事業内容及び人員体制を聞く。

避難者支援課長

主な事業内容は、全国に設置している生活再建支援拠点の運営や戸別訪問等を行う復興支援員の委託経費、また県内外で避難者支援を行っている様々な支援団体への補助事業等による避難者支援の取組である。人員体制だが、県外避難者支援については都道府県等で避難者支援等に携わる駐在員が10名いる。今後もこれまでと同様に適切な支援を行っていきたい。

宮本しづえ委員

この事業は市町村の社会福祉協議会が受託しているのか。

避難者支援課長

生活再建支援拠点はNPO等の団体、復興支援員は県外の社会福祉協議会等を委託先としており、新年度も同様に委託したい。

宮本しづえ委員

それは社会福祉協議会に委託している生活支援相談員の事業か。

避難者支援課長

別である。生活支援相談員の事業費は、保健福祉部が計上している。

宮本しづえ委員

保健福祉部の予算とのことだが、企画調整部としっかり連携しながら各避難者の状況把握及び支援を適切に行っていく必要がある。

生活再建支援拠点の運営費については、恐らく全国26か所の支援拠点を意味するものだと思うが、26か所の支援拠点の体制は変わらないか。

避難者支援課長

基本的には、今年度と同様に臨みたい。

宮本しづえ委員

全国にある生活相談拠点の体制だが、専門職の配置も含めよりきめ細かな体制の構築が求められているのではないかと。以前からそのように問題提起してきたが、避難の長期化によって抱える問題がさらに複雑化、高度化している。それに対応できる体制となっているのか大変気になっている。どのような専門職が直接関わり、対応できていると言えるのか、今年度の取組方針を聞く。

避難者支援課長

避難者が抱える課題については、避難生活の長期化等により生活や健康、福祉の面など様々な点で個別化、複雑化していると考えます。

このようなことを踏まえ、各生活再建支援拠点では、座学やグループディスカッション、ケース会議等様々な手法により何度も研修を実施している。中には、生活再建支援拠点でも対応が難しい困難な相談が寄せられることもあるが、その場合、避難先の自治体や、さらに専門的な対応ができる機関と緊密に連携を図りながら課題の解決に努めている。

避難者一人一人の声を丁寧に聞きながら適切な解決に結びつけていく取組を、引き続きしっかり行いたい。

宮本しづえ委員

最近、全国の避難者から受けた特徴的な相談、またその相談への対応について聞く。

避難者支援課長

様々な相談が寄せられているが、特に新型コロナウイルス感染症の関係もあり、収入減少に伴う家計への不安や、感染を心配し健康や外出への不安などについての相談を受けている。それらの相談に対して、まずは丁寧に話を聞くとともに、内容に応じて適切な支援制度等を案内している。

引き続き丁寧な相談対応を行いながら、きめ細かな支援に努めていきたい。

宮本しづえ委員

自分達も直接話を聞く機会があるが、やはり経済的に困窮している相談が多いため、それを踏まえた必要な支援を検討願う。

次に企画9ページの再生可能エネルギー復興支援事業は送電網等を整備する事業なのか。また、この事業は今年度の全体事業費と比較しどの程度の進捗なのか。

エネルギー課長

再生可能エネルギー復興支援事業は、共用送電線の整備、また共用送電線に接続する太陽光及び風力の発電所に係る補助金で編成した事業である。

全体予算における進捗だが、まず共用送電線事業については、総延長80kmのうち53kmが完了しているため、残り27km分の予算を計上している。当該事業は令和5～6年度頃まで続くが、未完了の共用送電線整備に関する予算19億円を計上している。

次に、送電線に接続する発電所は風力と太陽光があるが、太陽光はおおむね完了している。来年度の予算については、風力発電で約計360MW級の9事業が予定されており、補助金ベースで約5億円を計上している。

進捗だが、現在はアセスメントの段階であり、今後着工し進められていく。今年度編成した予算額は5億円だが、完成に向け工事が本格化する令和6年度頃に向けて予算額も毎年増えていくと認識している。

宮本しづえ委員

既に送電線による供用を開始しているのは太陽光の部分か。風力発電は360MWで9事業との答弁であったが、送電網整備に参加するのが9事業者との理解でよいか。また、今年度の予算額は5億円だが、その内容を聞く。

エネルギー課長

風力発電の補助金の内容だが、アセスメントの段階でありその準備に係る経費への補助金である。準備といっても設計

等も含まれるため、相応の規模の予算を計上している。

宮本しづえ委員

風力発電はアセスメントの対象になっており、実際にはアセスメントが終了し経済産業省の認可が下りないと事業に着手できない。まだアセスメントの途中ではないか。アセスメントが終了していない段階から9事業者に補助金が出るのか。

エネルギー課長

法手続や環境アセスメント、さらに国有林の借り受けなどの手続があるが、それらを見極めながら補助金の執行に努めていきたい。

宮本しづえ委員

事業実施がまだ確定していないため、アセスメント段階の行為は当然事業者負担で行うべきであり、県が補助金を支出するのは本当に適切なのか。アセスメントの段階で県も様々な意見を述べているが、今後住民からも意見が出て様々な見直しが生じるかもしれない。事業実施確定前の段階で補助対象とするのは適切なのか疑問に思うが、事業の組立ての関係で補助金を出す仕組みとなっているのか。

エネルギー課長

確定段階でないにも関わらず補助金を出すのかとの指摘と思うが、当該事業の財源は国費であり、県を通して補助金を交付する。太陽光や風力の発電所など開発を伴う事業への交付は一般的であり、アセスメントなど手続関係の動向をしっかりと見極めながら執行していくことはこの事業に限ったことではない。現段階のアセスメントは、評価書段階と準備書段階の案件が半々程度である。先ほど完了までは時間がかかると答弁したが、進捗の温度差があるため、先行する案件については委員指摘のとおり内容を考慮しながら執行していきたい。

宮本しづえ委員

明確に判断しながら補助対象を見極めていく必要があると思うため、しっかり取り組むよう述べておく。

同ページの再生可能エネルギー地産地消支援事業について、地産地消というと住宅の太陽光発電設備がほとんどだと思うが、新年度は補助件数をどの程度見込んでいるのか。

また、自家消費用の設備補助は蓄電池のことか。併せて、見込みの件数も聞く。

エネルギー課長

再生可能エネルギー地産地消支援事業との事業名は今年度から用いているが、今後固定価格買取制度の改正が予定されている中で、新たに分散型電源という、地域で作り地域で使用する流れが必要だと思うため、それに合わせて事業を再編し拡充をした事業内容である。

まず最初の地産地消だが、指摘のとおり住宅用太陽光発電設備である。補助金実績は例年3,000件程度の件数で推移しているため、来年度においても3,200件程度の件数を見越して予算を計上している。

次に蓄電池だが、これはFIT（固定価格買取制度）による10年間の買取期間の終了世帯を対象に蓄電池の導入に対して補助する事業であり、来年度は約600件を見込んでいる。

宮本しづえ委員

先日の整理予算に係る常任委員会で、今年度当初は4,000件程度を見込んでいたが、3,000件程度になるとの説明があった。その実績を踏まえ新年度予算額は今年度当初より減らして見込みの3,200件を計上したのだと思う。地産地消を推進するのであれば、もっと積極的に個性的な取組を行うとよいのではないか。

申請件数が3,200件を上回り、年度途中で増額補正が必要となるくらいに取組をしっかりと進めてもらうようお願い。

また蓄電池の関係だが、今エネルギー課長が答弁したように家庭用の固定価格買取制度が終了した家庭のみが補助対象になるとのことによいか。家庭によっては新規の場合、一体的に整理することもあると思うが、それは補助対象にはならないのか。一体的な整備をより進めるとよいのではないかと思うが、考えを聞く。

エネルギー課長

委員指摘の点だが、どのような仕組みにするかは引き続きエネルギー課だけでなく全体的な検討が必要と認識している。

まず、エネルギー課で当該補助事業を実施している背景だが、10年間の固定価格買取制度が終了しても住宅に搭載されているソーラーパネルが引き続きしっかりと稼働するよう自家消費につながる支援策に取り組んでいる。若干ではあるが、例えば東京都など他県や他市町村では、蓄電池の補助を固定価格買取制度終了世帯に限定せず実施している。その辺はカーボンニュートラルの流れ等があるが、加えて蓄電池市場は非常に動きがあり、急激な価格変動など様々な側面があるため、蓄電池に対する補助制度は考慮されるべきものである。

いずれにしても、昨年度や今年度の実績等をしっかり見極めながら補助制度の構築や改訂などを考えていく。

宮本しづえ委員

11ページの避難市町村生活再建支援事業は、避難地域に帰還する住民への費用を支援する事業であると聞いているが、何世帯の帰還を見込んでいるのか。

生活拠点課長

東京電力が実施していた家賃賠償を引き継いだ事業で大熊町と双葉町を対象としており、1,500世帯を見込んでいる。

宮本しづえ委員

家賃賠償に代わる県の家賃補助の対象が1,500世帯ということか。

生活拠点課長

そうである。

宮本しづえ委員

引き続き家賃補助が継続されるとのことだが、家賃補助が対象となるものの、なかなか請求まで至らない世帯がこれまで相当数あった。この予算額は過年度分はほぼ終了しているの見込み、今年度分のみと考えてよいか。

生活拠点課長

昨年度は、大熊町と双葉町以外に旧4町村が対象になっていたが、令和3年度は、2年度と同様の大熊町と双葉町が対象となる。

宮本しづえ委員

それは制度上の問題ではないか。支援対象になっていたが申請が思うように進んでいないのが相当数あったと聞いている。支援対象全世帯への対応は完了していないと思っていたが、過年度分は全て精算できたのか。

生活拠点課長

期間をしっかりと設け、漏れなく申請をしてもらうよう取り組んできた。例えば申請月数が5、6か月で残りの月数分が申請できなかった方には翌年度の令和3年度でも申請できるようになっている。

宮本しづえ委員

当該事業費には、残月数の申請分も含まれるとの理解でよいか。

生活拠点課長

そうである。

宮本しづえ委員

最後まで漏れのない支援を願う。県が制度を設計しているが、東京電力の賠償がそのまま継続されていけば複雑化しなかったはずである。そうでないために大変煩雑な手続が必要になり、なかなか申請が進まなかったと思っている。制度をつくった県の責任においてしっかり支援をするよう述べておく。

次に、企画11ページの避難地域への移住促進事業について、当該事業は来年度の目玉事業の1つなのか。改正特措法においても移住の促進が掲げられ、避難地域への移住促進事業に係る予算として約19億円計上されており非常に大きな事業だと思うが、県内及び県外からの移住者をどの程度見込んだ上で予算を計上しているのか。

避難地域復興課長

避難地域は人口減少が進んでおり、少しでも活力を戻していくという状況の中で、移住については国と連携しながら促進を図ってきた。見込み人数については、令和元年度の移住者実績である150人を上回る数値を目標としながら推進したいと考えている。

宮本しづえ委員

150人を上回る程度ではこのような予算額にはならないと思う。相当数の移住を見込まないと19億円の予算規模にはならないのではないか。桁が一つ異なると思うが、どのように積算したのか。

避難地域復興課長

避難地域においては、これまで復旧・復興を中心に、生活環境の整備に取り組んできたが、移住促進に取り組むのは初めてである。よって、まず生活環境の整備と併せて当該地域の情報発信や移住体験の機会の提供などを行い、移住者を受け入れていく環境をきちんと整備した上で、また既に新聞報道等もされているが、移住支援金等も活用しながら移住者を呼び込んでいきたい。

宮本しづえ委員

今ほど答弁があった事業も含め総額19億円の予算ということだと思うが、一世帯につき最大200万円の移住支援金支給については、おおむねどの程度の移住者を見込んで予算を計上したのか。

避難地域復興課長

移住促進を図るには厳しい地域であるため、まずは令和元年度の移住者実績数をベースに、それを大きく上回る数字を目指していきたい。

宮本しづえ委員

150人の実績を上回る数値を目標にしたいとのことか。移住者をしっかり受け入れること自体を否定するものではなく、地域の復興にとっては必要なことだと思うが、避難地域の住民のアンケートによると「戻らない」と決めた者は5～6割程度になるが2割程度の者は「迷っている」と回答している。今後様々な選択が想定される人たちが2割いることも現実であり、その人たちに対しては帰還してもらえざる整備が必要ではないか。避難地域から避難元に帰還する際の支援はまだ継続していると思うが、当該事業の規模を聞く。

避難者支援課長

規模は約110世帯を見込んでいる。支援内容は先日答弁したとおり、応急仮設住宅から避難指示解除区域に帰還する世帯への支援を目的に、移転費用の補助を行う市町村に対し県が補助するものである。

宮本しづえ委員

今説明があった110世帯だが、応急仮設住宅の供与が継続している自治体で支援の対象になる住民は限られる。ただ、迷っている居住者のいる地域はすでに避難解除されており支援対象から外れてしまっている人たちも多くいる。しかし、どうしようか迷っている人たちが帰還を希望するときの支援を県は、制度として持ち合わせていないのではないか。移住者の呼び込みに多額の費用をかけることも分かるが、ふるさとに戻りたいという人たちをどのように支援するのか。条件を厳しくせず、避難元の市町村に戻りたい全ての者を支援対象にするよう制度自体を見直すべきだと思うが、考えを聞く。

避難者支援課長

仕事や子供の進学、避難先で生活基盤が一定程度整っている等の様々な事情があり、すぐには帰還できないと考える者もいることは承知している。その状況を踏まえ、まず県全体の取組であるが、国や市町村と連携し、帰還環境の整備に取り組んでいる。また、帰還も含め抱えている様々な課題に適切に対応できるよう相談対応や戸別訪問の実施、そして本県の最新情報の提供等にも取り組んでいる。今後も引き続き総合的な取組を実施し、一人一人の事情を丁寧に聞きながら、各自治体や関係機関と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援に努めていきたい。

避難地域復興局長

先ほど説明した規模の一例を述べる。企画10ページの生活拠点事業費を13億6,000万円程度計上しているが、これは帰

還予定または帰還した住民を対象としている事業であり、避難元の住民に対する支援を行う事業費として計上している。また、企画11ページ、避難地域復興事業の141億円も大まかに説明すると、帰還してもらう、あるいは帰還するきっかけになる事業が説明欄1～5までの部分である。移住者については説明欄6の18億8,000万円程度の予算額であり、避難地域に係る予算額についてはこのように計画している。住民に帰還してもらうのがやはり一番基軸になる部分であり、それに追加する形として人口減少対策等を考え合わせた結果、移住者にも来てもらうという施策立てをしていきたい。

宮本しづえ委員

局長が述べた努力は分かるし、頑張ってもらいたい。ただ、帰還時の支援となると限定的になってしまう。相談事業等様々行うと説明があったが、帰還に係る直接的な経済的支援としては、県外からの帰還で10万円、県内で5万円しか補助がない。少なくとも、対象地域の支援は継続すべきである。そして事業費そのものの見直しも含め、まず避難地域の住民を優先的に支援していくことを県として示していく必要があるとの意味で質問した。やはりしっかり支援の基軸に据え、経済的な支援も含めて考えるよう願う。

長尾トモ子委員

企画2ページの避難者支援費について、ふるさとふくしま情報提供事業の予算額が2億円近く計上されているが、事業内容を聞く。

避難者支援課長

情報提供事業は幾つか種類があるため、大枠について説明する。まず地元紙の福島民報及び福島民友を全国の公共施設等に、県や市町村の広報誌を避難している世帯等に送付している。また、県では最新の復興状況や各種支援制度を掲載した「ふくしまの今が分かる新聞」を2か月に1回程度作成し、送付している。

引き続き丁寧な情報発信に努めていきたい。

長尾トモ子委員

送付先及び送付部数を聞く。

避難者支援課長

広報誌を例に説明するが、県内外に避難している約3万3,000世帯に送付している。

長尾トモ子委員

宮本委員の質問に関係するが、本県の情報を知ることにより帰還してみようかと思ったり、また帰還できないが本県のことを知りたい人々がいると思うため、丁寧な対応を願う。ただ、この予算額2億円がよいかどうかは、今後内容をしっかりと精査していく必要があると思う。

次に、企画2ページのアートによる新生ふくしま交流事業について、精神的に苦しいときの芸術文化は非常に大事だと思うため、内容を聞く。

文化振興課長

浜通りの地域住民に、元気な浜通りの復活、絆、誇り、生きがいを取り戻してもらうため、また今後の未来を担う子供たちに創作の機会を通して、創造性を育んでもらうために実施するものである。具体的には、地域資源を活用した作品の鑑賞を通して本県の元気な姿や復興の様子等を発信する。また、幼稚園から高校生までの子供を対象としているが、本県ゆかりのアーティストを講師に迎え楽しく創作活動を行うことにより、文化、芸術による心豊かな成長や創造性を提供するとともに、出来上がった作品を文化施設等に展示し、多くの人々に鑑賞してもらう。

長尾トモ子委員

今の説明では、どうしても浜通りに限定しているように捉えてしまう。本県には浜通り、中通り、会津地域があるため、他の地域へのアートの支援は入っていないのか。

また別の視点から述べると、例えば会津方面でも素晴らしいアートがあるため、被災地域以外にも支援があるのか。

文化振興課長

支援対象の地域は浜通りを中心に説明したが、当該事業は作品作り等を含めて県全域で展開している。一例を説明すると、会津地域で浜通りからの避難者と一緒に浜通りの素材を活用しながら、当該地域の伝統的な和紙を活用して書の作品を作ることで、互いの地域のよいところを交流させながらアートを通じ復興に向けた作品作りを行っている。

長尾トモ子委員

浜通りに限定せず全县でそのような取組を考えていかなければ、本県のよさは十分に発揮できないと思うため、今後会津、中通りも連携した形でのアートによる支援をしっかりと考えるよう願う。

次にNPO法人の数はとても増えており、法人の目的もその時代により異なると感じている。県民活動推進費は約1億7,000万円だが、市町村や県が支援できない分野におけるNPO法人の役割はとても大きい。NPO法人にも種類があり、特に東日本大震災以降は被災者支援を目的とするNPO法人が多いように感じた。また、環境保護を目的とするNPO法人など様々あるが、現在の傾向及び特に力を入れている支援について聞く。

文化振興課長

本県のNPO法人は様々な分野で地域の身近な課題を解決するため、本当に一生懸命活動している。復興や地域課題の解決に向けての活動等様々な分野に分かれており、どのNPO法人も重要な役割を果たしている。

NPO法人全体の課題だが、運営資金不足などの財政的な課題、さらには人材の獲得やスタッフスキルの向上等の人材面の課題と大きく二つあり、その課題解決に向けた支援をする取組を進めている。

取組の内容だが、NPO法人については来年度に向けてテレワークの促進等を含めた働き方改革を推進する講座や参加者が主体的に運営力強化を学ぶゼミなど、人材となる人々に力をつけてもらう内容の開催も考えている。また、従来から実施しているものだが、会計や財務についても情報提供や丁寧な相談対応を考えている。さらに、複雑化する課題に対応していくためには、NPO法人単体だけではなくネットワーク形成も重要だと考えている。地域活動を担う様々な団体があるため、NPO法人同士のみならず企業や行政等とのネットワークづくりにも力を入れ取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

震災や原発事故、そして水害もだが、NPO法人と地域の連携は重要である。連携を中心にしっかり事業を活用するよう願う。

次に、企画4ページの総合企画研究費における重点施策支援推進加速化事業について、これは地方振興局との連携であるが、人口減少や高齢化が進む中で、地域と振興局のつながりがとても大事だと思う。この予算額で新年度はどのような取組を行うのか。

復興・総合計画課長

委員指摘のとおり、重点施策推進加速化事業は地方振興局の事業として構築するものである。その地域の課題を基に地方振興局が事業を立案し実施していく事業であるが、健康長寿や移住・定住、人づくり、地産地消、さらにはデジタルといった県政の重要課題を意識した事業を構築し、それらと地域の課題を融合させていくことが大事だと考えている。

本庁機関の重要課題と地方振興局管内の課題の解決を進め、本庁と各地方振興局の取組の相乗効果を生み出す方向で事業構築に取り組み、県全体で一貫性のある取組にできないかと考えている。

現時点では新年度予算が成立していないため、地方振興局において検討している段階である。4月に入れば事業が提案され、通常枠と特別枠の二本立てにするが、通常枠は上限1,000万円、特別枠は、特に効果が見込まれる事業を3つだけ選ぶことを想定している。具体的な事業内容は今後決定する。

長尾トモ子委員

人口減少が進んでいく中で地域をどのように活性化していくかはこの事業にかかってくるため、しっかりと取り組むよう願う。

佐久間俊男委員

企画28ページの議案第31号、福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の附則第2項について、施行

日以後開始の事業と以前開始の事業では大分異なる部分が出てくると思うが、詳しく説明願う。また、先ほどのNPOの話に関連するが、県内のNPO法人数を聞く。

文化振興課長

まず議案第31号の附則第2項について、当該条例の施行期日は特定非営利活動促進法の改正に基づき6月9日にしたいと考えている。NPO法人には事業報告書を毎年度提出してもらうが、6月9日以降に提出する事業報告書が該当すると説明しているのが第2項で、今回提出書類の事務負担軽減のため省略できる部分があり、それに該当する事業報告書の提出期限は6月9日以降となる。

また、NPO法人の認証数は、令和3年2月末現在で917法人である。

宮本しづえ委員

企画19ページの災害援護資金貸付金償還については、3分の2を国に返すのか。コロナ禍の中で償還自体が非常に厳しい状況となってきている世帯があると思うが、償還延期の期間を一定程度設ける等どのように対応しているのか。

生活拠点課長

今年度においても、償還額が減少した事例があった。市町村から聞き取ったところ、やはり新型コロナウイルス感染症等の影響等により借受人の収入が減少し、返還額が減少したものと思われるとの回答であった。市町村によっては返済を猶予する措置を取った自治体もあると聞いており、各自治体においてそのような対応を取ってもらうこととしている。

宮本しづえ委員

市町村の見込みによって積み上げたのがこの予算額となるのか。制度の運用について県が市町村に指示を出しているようなことはないか。

生活拠点課長

当該予算額は、市町村からの聞き取りによって積み上げた金額であり、先ほど説明した対応は、各自治体が判断した上で対応するものとする。

宮本しづえ委員

東京オリンピック・パラリンピックの推進事業費についてである。東京オリンピック・パラリンピックは国民や県民から様々な意見が出ており、まだまだ不確定な要素がたくさんある。当然この予算額は執行が前提となっているが、仮に開催が難しくなった場合、予算はどのように変更されるか。

オリンピック・パラリンピック推進室長

来年度のオリンピック・パラリンピック関連の予算だが、現在組織委員会等において観客数の取扱いなどが検討されていると承知している。本県では今年7月にあづま球場で野球・ソフトボール競技が行われる予定であり、組織委員会や政府で観客数の検討がされているが、あくまでも延期前と同じフルスタジアムでの実施を念頭に予算を計上している。

宮本しづえ委員

予算は当然そのようになると思う。しかし、様々な場合があり得ると考えており、仮に中止となった場合、支出される金額はどの程度かかるのかと思ったため質問した、もし分かれば聞く。

また、オリンピック・パラリンピックの開催時期と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種時期がほぼ重なり、医療体制も相当大変になると言われている。ワクチン接種体制の整備だけでも本当に大変であり、そこにオリンピック・パラリンピック開催となると、医療人材の投入についても考えなくてはならない状況になる。オリンピック・パラリンピックの開催は相当慎重に検討すべきである。日本共産党としては、中止を含めて検討すべきであると、正式な意見として既に表明しており、その点も含め無理強いにならないよう県としても対応するよう願う。

オリンピック・パラリンピック推進室長

中止となった場合の予算の取扱いについて、延期に伴い執行する必要がなくなった今年度の費用は9月補正で減額対応している。観客数の動向や大会実施の方向性のある程度見据えた段階で、予算を精査し補正等の対応を行いたい。

佐藤雅裕委員長

県としてはしっかり対応する前提の下、現在進めてるということを理解願う。

三瓶正栄委員

長尾委員の質問に関連するが、企画4ページの総合企画研究費が前年比で約1億円増、また企画5ページの福島イノベーション推進機構運営強化事業が2,700万円計上されている。これは新年度の新規事業と思うが、事業内容について具体的に説明願う。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島イノベーション推進機構運営強化事業の予算額2,700万円であるが、先ほど企画調整部長が説明したとおり福島イノベーション・コースト構想推進機構の運営強化事業に係る出捐金を2,700万円増額するものである。

三瓶正栄委員

具体的な内容を説明願う。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、県が300万円を出捐して設立した法人で、300万円は一般財団法人設立に最低限必要な出捐金の額である。現在、福島イノベーション・コースト構想推進機構において非常に多額の事業費がかかっており、今年度ベースで26億円程度の予算を執行している。このように多額の予算を執行しているため、300万円という基本財産では何かあったとき非常に心もとない。銀行から融資を受けようにも300万円までしか借りられないため、出捐金を2,700万円増額し3,000万円まで引き上げたいと考えている。

三瓶正栄委員

いずれにせよ、人口減少対策やデジタル化社会の実現等大きな県政の主要な課題の一つと認識しているため、今後もしっかり対応するよう願う。

次に、新規事業と思われる企画8ページのデジタル技術活用型地域おこし協力隊事業について、911万円の予算が計上されているが、内容を聞く。

地域振興課長

デジタル技術活用型地域おこし協力隊について、デジタルICT技術を活用して条件不利地域の課題解決を図るため、県で地域おこし協力隊の設置を進める事業である。具体的な内容だが、現在会津地域において人口減少や鳥獣対策等の地域課題を抱えているため、会津地方振興局が中心となり市町村を束ね、市町村長による会津地域課題解決連携会議を設置し市町村と共に課題解決を進めようとしている。

取組の一つとしてデジタルを活用した課題解決を実施していく方向で進めているが、この取組に何か支援できないかとして、課題解決に取り組む市町村等の支援を進めるべく、新年度からICT分野に詳しい地域おこし協力隊を県で設置したいと考えており、現在2名の採用を予定している。

三瓶正栄委員

会津地域を中心とした内容だったが、中通りや浜通りについてはどのような考えがあるのか。

地域振興課長

今年度の新規事業であり、まずは市町村で連携しながら課題に取り組む俎上を整った地域から実施をしていこうと考えている。他の地域における動きの広がりや当該事業の成果を見つつ検討したい。

三瓶正栄委員

しっかり対応するよう願う。

企画13ページの全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業には1,800万円余りの予算が計上されている。昨年度の常任委員会における説明では鹿児島県での開催と記憶していたが、新年度はどの地域で開催されるのか。

スポーツ課長

今年度は鹿児島県で開催予定だった。来年度は三重県での開催が予定されている。

長尾トモ子委員

先日、知事がコロナ禍が過ぎたら東日本大震災・原子力災害伝承館を通じて再び世界にアピールしたい旨を述べていたと思うが、企画の15ページの東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業及び東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業について、運営事業における予算額4億円は管理費等だと思うが多額であるため、具体的な事業内容について聞く。また、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業は今後とても大きな役割を果たしていくと思うが、予算額は約3,600万円であるため、こちらの事業内容も併せて聞く。

生涯学習課長

まず、東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業であるが、これは委員指摘のとおり福島イノベーション・コースト構想推進機構への指定管理委託料が大分を占めている。指定管理委託料の内訳は、職員の人件費や物件費としての維持管理費、建物の維持管理費、さらに調査研究費、あるいは営業広報費等である。指定管理委託は5年間だが、委託料は単年度分を計上している。

次に、同館は今年度からの継続事業であるが、まず一つは、県内の小中学校や高校の学習活動で同館を訪れる児童生徒に対するバス代の補助に係る費用、もう一つは県内外の児童生徒に対して、入館料の補助に係る費用として計3,689万4,000円を計上している。

長尾トモ子委員

知事が東日本大震災・原子力災害伝承館等を通して少しでもアピールしたい旨を発言したが、その部分に係る事業は企画環境委員会所管ではないのか。

文化スポーツ局長

予算について、先に生涯学習課長から指定管理委託料とのことで東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業に係る人件費や光熱水費などの物件費等を含めていると説明したところである。

そのほか、同館の事業として震災関連の収集保存、展示プレゼン事業、子供向けの研修事業、そしてこの10年間の歩みを様々に調査研究するとした4つの事業実施に係る費用を計上している。

なお、知事が述べた県内外への幅広い発信に係る部分は、例えば営業広報費など同館に誘客したり幅広く広報するための予算も含めている。県全体の風評払拭や様々な県政の広報事業もあるため、それらと相まって同館も含めながら浜通り地域の発信もしっかり行っていきたい。さらに、世界に発信との話があったが、例えば専門家による調査研究事業等を通じて幅広く発信をしていくなど、あらゆる手段を使って発信をしていきたい。

長尾トモ子委員

局長から答弁があったが、それだけでは読み取れない部分もあるため、より具体的な説明が必要かと思う。特に東日本大震災・原子力災害伝承館は本県をアピールするとの点で大変重要であるため、福島イノベーション・コースト構想推進機構への委託は分かるが、全てを任せるのは問題である。この委託料の細かな内訳を聞く。

文化スポーツ局長

指定管理関係について、文化スポーツ局所管のアクアマリンふくしまや県文化センターは指定管理を行ってから相当時間が経過しており、軌道に乗っているが、東日本大震災・原子力災害伝承館は昨年9月20日に開館、指定管理も始まったばかりである。加えて、福島イノベーション・コースト構想推進機構への指定管理委託は浜通りの復興という役割も担うため、当面は指定管理者として委託料を負担する。先ほど説明した展示、研修、調査研究等の事業について、県は県としての役割も当然果たすが、福島イノベーション・コースト構想推進機構としても効果的な運営という役割を担うため、当面は県と機構が一体となり軌道に乗せていくことが県の使命と思っているため、力を合わせて一緒に取り組み同館の運営を軌道に乗せ、同館の役割や浜通りの復興という役割を果たしていきたい。

宮本しづえ委員

今ほど局長から説明があったが、東日本大震災・原子力災害伝承館は専門的な施設であるため、きちんと専門的な役割が果たせるよう専門職員の配置が非常に重要であると思う。福島イノベーション・コースト構想推進機構を指定管理者として選定する際にも、このような施設は学芸員等の専門的な職員をしっかりと配置して運営する必要があるのではないかと意見を述べたが、福島イノベーション・コースト構想推進機構がそれなりの配置を考えてくれると期待した部分大きい。同館にはきちんと機能する体制が整えられているのかは掴みきれていないため、そこは県がしっかりと福島イノベーション・コースト構想推進機構に要請や指導を行うことが必要だが、少なくとも数名の学芸員は必要である。現在、そのような人材は同館に配置されているのか。

生涯学習課長

東日本大震災・原子力災害伝承館は、現在約20名のスタッフで運営をしており、その中で学芸員の資格を所有する職員は2名程度である。その職員を中心に展示や資料収集等の事業を立ち上げも含め行っているところであり、様々な知見を積みながら同館を形づくる事業を今年度1年間で進めてきたが、引き続き行っていく。その中で当然県も重要な役割を担っているため、その役割を果たしながら、福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携し取り組んでいくことが非常に重要であると思っている。

佐久間俊男委員

企画10ページの携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業に約1億6,000万円が計上されている。エリアの整備支援事業として以前から継続されている事業であり、今年9月には政府にデジタル庁が新設されると聞いているが、現在のエリア整備計画に対しどの程度の進捗率なのか。また、計画における県内全てのエリアで整備を完了するにはどの程度の期間や費用がかかるのか。そして負担率が2分の1と3分の2とあるが、内訳について聞く。

情報政策課長

まず負担率の問題だが、令和2年度より国庫補助の負担率が変更され、複数の電気通信事業者が参画する場合は3分の2、単独の通信事業者が参画する場合は2分の1となった。

また進捗率だが、当該事業は毎年各方部で実施しており、来年度は南会津町1か所、浪江町1か所、葛尾村2か所、飯館村2か所を予定している。今年度も大体同程度の件数であるが、場所が山の中だったり鉄塔を建設する場所がなかったり等で繰り越してしまう場合も結構あるため、全てが迅速に整備できる状況ではない。ただ携帯電話の不通話地区はとも限られており、元年度の数字ではあるが世帯の整備率は県全体で99.92%、過疎地域等でも99.65%と、不通話地区数は112地区あるがほとんどは整備できている。現在は道路等の住居でない場所を中心に計画が練られており、今年度以降も続く予定である。

佐久間俊男委員

説明の中身は分かるが、正直なところ全体像が見えない。県としては99.92%整備済みとのことだが、残りの112地区、0.08%のためにいつ頃まで事業を継続し不通話エリア解消につなげていくのか。今の考えでよいので、説明願う。

情報政策課長

99.92%は世帯カバー率であり、それに対し不通話地区112戸は少々多いのではないかという感覚かと思うが、不通話地区自体は人のいない場所も地区割りになっている。道路しかない場所等も含めて112か所であるため、世帯はそれなりのカバー率になっている。全てをカバーするのは難しいため、可能な限りカバーできるように進めていきたいが、鉄塔を1か所建設するにも何千万円もの費用がかかる事業であるため、例を挙げると一軒家がぽつんと建っている地区への整備は厳しい状況があると考えます。

また、どの程度の期間を要するかについては、世帯のある場所のみならず道路等への整備も災害や安全面を考慮すると必要であり、これから徐々に整備していくことになるため、まだまだ事業は継続すると思う。

なお、当該事業は携帯電話のエリア整備であるため、5G等の話も出てくると永遠に続くのではないかと思われる。

佐久間俊男委員

先ほど複数の電気通信事業者が参画する場合は3分の2、単独の通信事業者が参画する場合は2分の1と説明があったが、そうすると3分の2負担の場合は県が残り3分の1を負担するということか。

情報政策課長

当該事業は国の補助金を県が事業者を支払うため、県の持ち出しはない。

佐久間俊男委員

県の持ち出しがないことよりも、本県のエリアが全て整備されることが重要であると思う。正直なところ永遠に続くとの説明もあったが、そうではない。国の責任者は一地域も取りこぼさないと述べているため、県もその考えをしっかりと受け止めてエリア解消に努めるよう願う。

情報政策課長

永遠との説明は言い過ぎたと思う。しかし、技術の進歩に合わせてエリアも更新していかなければならない。佐久間委員指摘のとおり、一つも取りこぼさず整備していくことが県の役目だと思っているため、これからも事業実施に努めていきたい。

佐藤義憲副委員長

今ほど5Gエリアへの置き換えとの説明があった。今後機材や基地局を更新する場合もこのような補助事業があるかと思うが、例えば携帯電話エリア基地と5Gへの置き換えはどちらを優先するのか。

情報政策課長

更新の際に徐々に5Gに変えているのは確かだが、新規整備はそこまでいかない場合もあり、どちらを優先とのことはない。ただ、現在キャリア独自で利益の見込める場所をどんどん更新している。携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業は過疎地域を対象にしており、その地域でないと国の補助も出ないため、当該事業に関して述べると、更新は5Gではなく携帯電話がどこでも通じるように整備するものである。

山口信雄委員

企画8ページのテレワークによる「ふくしまぐらし。」推進事業は新規事業とのことだが、内容を聞く。また、受入れ環境の整備に関しては県内の市町村及び団体への補助や企業が設置するサテライトオフィスへの補助するなど、非常に県の事業らしい感じがするが、想定件数を聞く。

地域振興課長

テレワークによる「ふくしまぐらし。」推進事業について、コロナ禍によりテレワークでの仕事が全国的に広がってきたことを契機とし、地方移住につなげるため新たに編成した事業である。内容だが、まず市町村等にテレワークを起点とした関係人口づくりや移住促進に取り組んでもらう利用促進のセミナー開催や、首都圏から本県のテレワーク環境等を体験してもらうツアー実施等のソフト事業を行いつつ、県内事業者に対しテレワーク施設を作る場合や県外から本県にサテライトオフィスを設置する場合のハード面での補助に取り組む事業である。さらに、試験的に今年度の9月から導入しているテレワーク体験支援の補助金も組み入れながら、新たに地域交流型のワーケーションも実施し、テレワークに関する総合的な施策を進めていきたい。

なお補助件数について、あくまで予算の積算上であるが、県内施設向けのテレワーク施設への補助は4件、県外からのサテライトオフィス設置への補助は7件と見込んでいる。

山口信雄委員

ハード面の件数は承知したが、県外からの人数も見込んでいるか。

地域振興課長

まず地域交流型ワーケーションについては、モデル事業として5か所での実施を考えている。企業ぐるみでワーケーションに来てもらう取組を考えており、県が地域と課題を設定し、当該地域で抱える課題を解決してくれる企業を公募する。そのような地域を5地域程度準備し、企業のワーケーションを募るのが交流型のワーケーションである。

もう一つの補助事業であるテレワーク暮らし体験支援補助金については今年度の9月から事業を実施しており、今年度の実績は119件であった。この実績などを参考にしつつ、長期分と短期分と分けており来年度の見込み件数を150件とした。件数的にはそれほど大きく伸ばしていないが、予算額は今年度の900万円に対し来年度は1,500万円を計上している。長期短期の割り振りにもよるが、倍近くの利用を見込んだ予算を計上している。

山口信雄委員

開始したばかりで件数を見込むことは難しいと思うが、本県は首都圏から近いため、予想以上に件数が増える可能性もあると思う。答えづらいかもしれないが、そのような場合に補正で対応することも想定しているのか。

地域振興課長

当初予算ではテレワーク事業について年間1,500万円を計上しているが、もちろん予想を上回る利用があれば改めて検討したい。

文化振興課長

佐久間委員からの福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例施行に関する部分について説明した内容について訂正する。

附則2について、NPO法人が毎年度の事業終了後に事業報告書を提出するが、今回の条例改正については改正後の令和3年6月9日以降に開始した事業が対象であるため、最短で令和4年6月9日以降に提出する事業報告書が該当する。

( 3月15日(月) 企画調整部)

宮本しづえ委員

第2期復興計画の素案に対し50件のパブリックコメントが寄せられたとのことだが、主な意見の内容を聞く。

復興・総合計画課長

現在分析中だが、計画そのものに対する意見よりも、各部署がどのような取組を進めるか等の具体的な内容に対する意見が多かった。また、放射性物質や新型コロナウイルス感染症、犯罪等の不安に係る意見も一部寄せられている。計画に盛り込む内容や各部署の具体的な取組の中で反映する内容等を峻別しながら成案をまとめた。

また、本日配付した計画素案には市町村から寄せられた意見も可能な限り反映しており、県民から寄せられた意見も踏まえながら成案をまとめていきたい。計画内容を理解しているためか、市町村からは具体的な文言の使い方をきちんと整理すべき等の意見が多かったと認識している。

宮本しづえ委員

第2期復興計画は当初の復興計画の基本理念をそのまま継承するとのことだが、これは非常に重要であり、この基本理念に基づいた具体的な復興計画策定を求めている。しかし、基本理念の1番目である「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」は本県の復興目標でもあるが、原発事故は単なる本県だけの話ではない。本県が原発事故をどのように受け止め、どのように発信していくかが県政に問われていると思う。

ただ、以前から他県の原発は国が決めるとの立場を本県は取っており、その立場にしながら復興ビジョンの理念が本当に伝わるのか疑問に感じていた。そのため、節目の10年に当たり県民が置かれている状況や多くの県民がまだ被災者だとの思いを抱えている現状を踏まえるならば、原発の再稼働はあり得ないと本県からしっかり発信していく明確な方針及び姿勢を示す必要があると思うが、そのような県の姿勢を次期復興計画で明確に位置づけるべきではないか。

復興・総合計画課長

10年間の本県の原発の現状を見ると、非常に厳しいものがある。昨日開催された「ふくしま復興を考える県民シンポジウム2021」の中でも不条理との話が出たが、その厳しい状況をきちんと訴えていくことはまさに宮本委員が述べたとおりと考える。本県が抱える風評や風化の問題等が10年の経過により段々薄れるあるいは部分的に際立つことがないように、継続的かつより一層発信を強めていきたい。

佐藤雅裕委員長

宮本委員に述べるが、今の件は県の広い話であるため復興計画にはなじまない。

宮本しづえ委員

復興計画だからこそではないか。本県の復興の土台の出発点であるため、そこは明確に位置付けるべきであるとの思いを意見として述べる。

また、基本理念の3番目「誇りあるふるさととの再生の実現」だが、避難した住民にとって特に避難地域の復興やふるさとをどう取り戻していくかは非常に重要な課題である。第2期復興計画策定もだが、住んでいた住民が計画策定の主体としてどこまで関わってきたのが絶えず話題や問題になっている。研究者間でも、現在の本県の復興は住民主体になっていないとの指摘があり、私も随分その話を聞いた。この計画策定において住民にどのように関わってもらうのか、そして実践のために住民とどのように協働していくのか、復興計画における位置づけを聞く。

復興・総合計画課長

住民との関係だが、当該計画策定に当たり住民に身近な市町村を非常に大事にしてきた。特に12市町村との意見交換は頻繁に行っており、先ほど説明した市町村の意見についても、パブリックコメント実施に先立ち12市町村の担当者等と丁寧に意見交換してきた。また復興計画に限らず総合計画策定過程でも多くの県民等を対象にワークショップも開催し、ここでの意見も踏まえて当該計画策定に取り組んでいる。

今後は宮本委員指摘のとおり、具体的取組を進める上で引き続き丁寧に住民に身近な市町村の意見を聞きながら、近距離で取組を進められるようにしていくことが大事だと認識している。

宮本しづえ委員

その地域に住んでいた者にとってはその地域がふるさとであるため、住民主体の計画策定及び具体化を改めて求める。

また、復興計画策定を進める上で復興途上にある側面として抱える問題について、素案4ページの家の形をした図は土台（廃炉に向けた取組）の上に家（原発事故に伴う諸課題及び福島全体の復興）が描写されている。どんなに立派な家を建てても、土台が揺らげば壊れてしまうため、極めて重要な意味合いを持つのではないかと。

昨夜放送されたNHKスペシャル「廃炉への道」を視聴した。今、東京電力や国は廃炉を、県は更地への対応を求めているが、その対応を40年でできるのかを一つの問題意識とした内容で構成されており、研究した原子力学会の会長は40年で更地にすることは到底難しいだろうと述べていた。早くて100年、更地にし本当に安心して使用可能になるまでには300年かかるかもしれないとの話が流れていた。長期的に再び安心して住めるようになるには相当の期間を要すると感想を持ち、全国の人々もそのように捉えたのだろうと思った。その中で原子力損害賠償・廃炉等支援機構の山名理事長の「40年のプロセスで大丈夫です」との発言にとっても違和感を覚え、本県の復興関係者がこのような認識で本当によいのかと思った。研究者である専門家の人々と現在本県の復興に関わっている人々による土台の部分の見方は、大きな差が出てきているのではないかと。

現在本県は、福島イノベーション・コースト構想により浜通りの復興に取り組んでいるが、ハンフォード・サイトの復興と原発事故で被害を受けた地域の復興は地域の課題や質的に異なっているのではないかと。発生した事態も抱える課題も全く異なることをきちんと理解した上で復興計画を策定していかなければ、実際には役に立たない計画になりかねないと、番組を見ながら感じた。

復興計画素案では土台等と記載があるものの、計画自体は40年間での廃炉実現が前提となっていると思うが、どうか。

復興・総合計画課長

現時点で廃炉は中長期ロードマップに基づき30～40年との話があるが、いずれにせよ土台としての廃炉の部分は非常に重要だと思っているため、引き続き国や東京電力にきちんとした取組や責任の遂行を求めていくことは変わらない。委員指摘のとおり、人との絆や安全・安心を掲げる方向であり、復興計画によって県としてできる部分を進めていくことになると思う。また、福島イノベーション・コースト構想の将来像は我々の世代が描いていかなければならないと考えている

ため、それも含めて復興計画や今後策定予定の総合計画においてしっかりと進めていきたい。

#### 宮本しづえ委員

復興に向けて計画をしっかりと策定し進めていくことは行政の責任であるため答弁のとおりだが、どのような過程で廃炉が実現するかとの問題と、その地域をどのように活用していくかとの問題は一体的に捉えるべきではないか。避難地域の居住率が30.6%程度の状況であり、帰還しない、できない理由としてやはり原発があることや廃炉が思うように進んでおらず本当に安心して住めるのかとの疑義が避難者の人々の中にあることを重い現実として受け止めつつ、その人々も一緒に地域や地域住民の復興をどのように進めていくかを考えるしかない。復興のために外からどンドン人を呼び込み地域を活性化させようとしているようだが、それだけで上手くいくとは到底考えられない重い現実がある。そこも踏まえた上で、避難元に住んでいた住民全体の復興、県民の復興という視点での復興計画策定が必要である。帰還しない住民は当てにしないとの印象を与えるような計画にはならないことを肝に銘じる必要があると思うためしっかりと取り組むよう願うが、意見があれば聞く。

#### 避難地域復興局長

私も昨日その番組を見たが、改めて避難地域の復興の原点であり最も重要なことは廃炉で、宮本委員と全く同じ意見である。ただ、廃炉は現在ロードマップに沿って取り組んでおり国も40年の中で進めるとしているため、引き続き国や東京電力に要望していきたい。

その上で、避難地域については住民等の様々な思いがある。意向調査では、例えば原子力への不安や生活していく上で環境整備に関する要望等の意見があるため、当該意見を踏まえながら避難者が帰還できる政策を引き続き行っていく。

加えて避難地域にも人口減少の課題があるため、帰還住民や移住者が一体となる避難地域の復興を進めていきたい。

#### 企画調整部長

その番組は私も視聴した。その中の早稲田大学の松岡教授が主催している様々な対話型のワークショップの一貫の場面で私も映っていたが、福島第一原子力発電所の廃炉の先というテーマでの進行中に映ったため、私が廃炉の方向性を議論しているかのように見えてしまう若干のミスリードがあった。しかし、私の出演はこれまでの10年の復興と今後の復興の在り方、特に国際教育研究拠点についてであり、復興庁の江口参事官も国際教育研究拠点の今後の方向性について出演していたため、NHKが意図を持ち編集しているのではないかと思った。マスコミの考え方にもよるが、今後の廃炉は国が中長期ロードマップを策定してしっかりと進めているところであり、それに対し日本原子力学会が長い期間を要すると述べているのも事実と思う。そのような多様な見解はあるが、復興計画の土台には廃炉があり、帰還もしっかりと進めていく。もちろん移住者を呼び込むことも大事だが、避難元の住民の帰還が大前提であることは言うまでもないため、複雑な問題に対し行政としてしっかりと責任を持ち、広域自治体である県として進めていくとの決意は全く変わらないことを補足する。

#### 長尾トモ子委員

復興計画の素案を見たが、成果と課題がはっきり分かれており、また課題に対する解決策が記載されていた点は非常に分かりやすいと感じた。その中で、例えば素案22ページの令和元年東日本台風等に係る被災直後と復旧後の現場の写真があるが、今後10年間は当該計画を用いるため、当時の具体的な日付を記載したほうがよいのではないかと。

また、素案1ページの前にある概要の第4章「復興の実現に向けて」の項目7番目は現計画に記載がなかったはずだが、追記した理由を聞く。

さらに、各ページに調整中とされている部分があるが、現計画で該当する部分及び今後具体的に示される時期をまとめて聞く。

#### 復興・総合計画課長

まず現場写真の日付は委員指摘のとおりであるため、工夫して対応したい。また、概要7番目は素案83ページの「震災を踏まえて対応した体制等」である。東日本大震災の影響で最も大きかったのは、福島復興再生特別措置法が施行された

こと及び国との協議の場である福島復興再生協議会が明確に法定化されたことである。これまでも福島特措法や福島復興再生協議会を活用し復興財源の確保等を進めてきたが、改めて復興計画への明載を考えた。そのほか、市町村復興推進のための仕組みや関連事項等10年前から継続している取組について、いつ何があったか分からなくなると基本に戻れなくなることもあるため、できるだけ丁寧に取り扱うべく素案に記載した。さらに調整中とされているページだが、数字の処理や意見等を踏まえ整理した上で示したいと思っている。今月末の策定に向けて現在急ピッチで作業中だが、本日の委員会に間に合わず申し訳ない。

佐藤義憲副委員長

素案29ページのタイトルをわざわざ「参考：地方創生」としている点が気になる。第3次復興計画では環境やハードの整備等を進めてきたが、今後の住民帰還や町の復興に向けて恐らく地方創生も必要になるとの思いで記載したと思う。しかし、第1章の13番目にわざわざ参考として記載する意味があるのか。復興も地方創生も一体で行うべき取組ではないかと思う。

体裁の話になってしまうが、参考として記載した理由があれば聞く。

復興・総合計画課長

ちょうど1年前に地方創生のふくしま創生総合戦略を策定しており、その要素を13番目に掲載している。ふくしま創生総合戦略においても復興と創生を一体的に進めていくとの文言を記載しているため、復興計画素案にも総合戦略の内容をきちんと参考として記載したほうがよいと考えた。引用のとおり一体的なものであるため、記載についてはもう少し工夫したい。

三瓶正栄委員

素案29ページ、過疎地域等の振興について様々記載がある。私の地元田村市もだが、現行の過疎法が今年3月末で期限を迎える。新過疎法はどのような内容か聞く。

地域振興課長

委員指摘のとおり現行の過疎法は時限立法であるため、今年度末で期限を迎える。3月9日に新過疎法の法案が国会に提出され、現在審議中である。

まず新過疎法の内容だが、理念が変わる。現行の法律は過疎地域自立促進特別措置法であったが、新法には過疎地域の持続的発展を支援していくと前文に明記されている。このコロナ禍で東京一極集中の弱点が露わになったことを受け、国土の均衡ある発展を保つためには過疎地域も持続的に発展していくことが必要であるが、過疎地域は人口減少、高齢化等其他の地域と比較しても厳しい状況にあるため、過疎地域を持続可能な地域にできるよう全力で取り組んでいくとされている。

具体的な施策内容だが、昨今の状況を反映し重点的に取り組む分野として移住、定住の促進や担い手の育成といった人材の確保、情報通信技術の活用が新たに加えられている。支援措置だが、過疎債や国庫補助率の引上げ、都道府県の代行制度等これまでの制度を踏襲する形になっている。

三瓶正栄委員

本県にはどのような影響があるのか。

地域振興課長

新法施行時に指定地域が見直される。現行法における人口減少率及び財政力指数による新たな過疎地域指定要件があるが、新法では激変緩和や財政力による緩和措置が設定されている。

従来の法改正時には過疎地域から外れる団体が全国で100以上あったが、今回の新法施行時は45団体と少ない。本県においては、会津坂下町と湯川村が過疎地域から外れる見通しになっている。反対に、過疎地域として新たに追加される団体が田村市である。今までは旧都路村と旧大越町の一部指定であったが、法改正後は田村市の全域が過疎地域となる。伊達市についても、従来は旧霊山町と旧月舘町が一部指定されていたが、旧梁川町が新たに追加される。

### 三瓶正栄委員

人口減少社会の中でも持続可能となる支援をしっかりと行うよう願う。

先般3月11日の追悼復興祈念式に出席し献花した。ふたば未来学園高校の政井さんによる誓いのことばの中で、大変印象に残る言葉があった。それは「大人たちには果たすべき責任が、私たちには未来を担っていく責任があります」である。非常に奥深いメッセージであり、大変感動した。その意味からも、この第2期復興計画がスピード感を持ち復興できる成案となるよう期待して質問を終わる。

### 長尾トモ子委員

新年度4月1日から新過疎法が施行となるが、過疎地域から外れる会津坂下町と湯川村は今まで様々な支援があったはずである。新たに指定される団体は支援があると思うが、外れる団体は支援がいきなりなくなると困る部分があると思うため、県としてどのように支援するのか。

### 地域振興課長

新過疎法においては、過疎地域から外れるいわゆる卒業団体に対する経過措置が設けられており、現行法では5年間である。新過疎法は時限立法であるため10年の期間で経過措置が原則6年であるものの、財政力の低い団体は7年の経過措置が予定されており、10年のうち7年が経過措置と手厚い支援になっている。また、過疎団体が最も頼りにしている過疎債だが、現行法では経過措置について直近3年の平均額をベースに平均額の400%を5年間で起債できる。具体例だが、過去3年の平均が100%、100%、80%、70%、50%と段々減る形で5年間で合計400%使える。対して新過疎法では、直近5年の発行額のうち3か年における最多額をベースにするため、財政力の低い団体は7年間で600%を上限として活用できる形の手厚い経過措置となる。このような手厚い経過措置を可能な限り活用し、財政面を乗り切ってほしい。また、地域振興策として実施している県単独のサポート事業や過疎地域の優遇策等既存事業への経過措置適用、会津地域課題解決連携会議において広域的に課題を解決していく取組も併せて行い、可能な限り卒業団体にも地域振興を図るよう県も一緒に取り組んでいきたい。

### 長尾トモ子委員

湯川村、会津坂下町共にテレワークや国立公園の活性化、さらに従来と使用方法が異なる過疎債など様々な事象を取り入れて一生懸命頑張っているため、遅れが出ないように都度意見を聞きながら支援願う。避難地域とは別の意味で会津地方は大事だと思うため、しっかり支えるよう願う。

### 宮本しづえ委員

復興にも関連する賠償の取組について聞く。ふるさと喪失慰謝料を帰還困難区域以外でも認めるとの判決を下す裁判も出ている。ふるさと喪失慰謝料について、東京電力は裁判の中で法律にはふるさとに対し利益があるとの規定はどこにもないため、ふるさと喪失という概念そのものが成り立たないと言わんばかりの主張をしているが、これはとんでもない。復興計画においても県はふるさとを取り戻すことをしっかり掲げてこれまで頑張ってきたが、東京電力はふるさとという法益はないと裁判で述べており、これまでの取組に極めて反するものである。県としてはこの間賠償指針に関しどのような取組をしてきたのか。

### 原子力損害対策課長

原子力損害の賠償の指針については、担当である原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めてきた。現に、ここ毎年は現地を調査してもらい、特に双葉町や大熊町など帰還困難区域を抱える地元自治体の首長等は、意見交換の場で指針の必要な見直しを求めてきた。

宮本委員指摘のふるさと喪失慰謝料については、高裁判決においてその名前は別として認められる判決が出ているため、県としては高裁判決や今後の最高裁も含め判決の流れを注視していきたい。

### 宮本しづえ委員

判決も踏まえて求めるとのことだが、このふるさと喪失慰謝料自体は帰還困難区域が長期にわたり戻れないとして設定

された賠償である。帰還困難区域には精神的な損害と生活費の増加分として月10万円の補償があり、それがふると喪失慰謝料に取って代わったのではないか。帰還困難区域が長期にわたり今後の解除未定を前提にすると、避難の継続による精神的な損害は長期にわたるが、その賠償がふると喪失慰謝料に代わることはよいと思えない。この解釈について、県はどのように受け止めているのか。

原子力損害対策課長

あくまでも現在の中間指針において認められているもの及び判決において少し拡大し認められたものについて、県としては特に双葉町や大熊町の首長の意見を十分尊重しながら現状をしっかりと見て判断してもらいたい。

宮本しづえ委員

再生可能エネルギーについて、再生可能エネルギー推進ビジョンが今後策定されるに当たり、現在見直しの最中であると思う。

このたび生活環境部から提出された、県内で環境アセスメント中である大規模なメガソーラー及び風力発電の一覧に記載の事業名に基づき、個別の計画のMW数や風力発電は基数、ソーラー発電は開発の面積を算出した。結果、ソーラー発電は環境アセスメント法に基づくものが10か所、条例に基づくものが1か所の全11か所であった。うち面積100ha以上のものは9か所あり、全11か所の合計は2,059haで発電規模は766MWであった。風力発電は環境アセスメント法に基づくものが8か所、条例に基づくものが30か所の全38か所で発電規模2,600、基数は567であった。

この風力発電所は阿武隈山系を中心に、山に針が刺さったように設置されており、相当大規模である。太陽光発電の面積も100haであるため、現在県内では相当大規模なメガ発電が計画され、環境アセスメントが行われている。

本県は再生可能エネルギー先駆けの地とし、この数値目標を掲げて取り組んできた経過はある。しかし、現在各県で問題となっている環境破壊や災害につながるのではないかと懸念を再生可能エネルギー推進とどのように一体化するのか。災害を防止しつつ再生可能エネルギーも推進するとの一体的な取組の推進が今回の再生可能エネルギー推進ビジョン策定に当たり非常に重要な視点であると考えているが、検討内容を聞く。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの推進ビジョンについては、新たな総合計画との整合を図りつつ2021～2030年度までを推進期間とする新たな取組の指針として、現在見直しを進めている。これまでの有識者会議等において、指摘があった導入目標の在り方や現在の大きな流れであるカーボンニュートラルによる視点での議論、そして地産地消など大量導入とともに地域で活用するとの視点が重要であるとの議論を2回程度行っている。

再生可能エネルギーの普及が進んでいるが、最近では気候変動等による豪雨災害が発生しているため、委員指摘の懸念が多いことは承知している。景観や環境については、これまでも関係部局等と連携を図りながら適宜事業者への事実確認等対応を行ってきた。宮本委員が述べた基数は現在の計画上の基数であるため、実際設置する基数とは異なる。しかし、大規模であることは十分認識しているため、ビジョンへの反映や懸念事項は関係部局との連携もしつつ県庁全体で認識しながら取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

懸念事項を踏まえてビジョン作成に当たるとの答弁であるため、生活環境部としっかり協議しながら再生可能エネルギー先駆けの地にふさわしいビジョンを策定する必要があると思う。その際重要なのは、しっかり環境を守ると同時に再生可能エネルギーも推進し原発に依存しない、再生可能エネルギー先駆けの地を文字通り本県で実践していくとの立場であるため、それを踏まえて進めるよう述べておく。

次に木質バイオマスについてである。地産地消型であり、12日の委員会における部長説明でもバイオマス発電等の導入支援に積極的に取り組んでいきたいと触れていた。この木質バイオマスも、大規模発電となると広大な森林の伐採による燃料確保が必要であるため、環境破壊に直結しやすい再生可能エネルギーである。木質バイオマスで5MW発電するには、直径100kmの森林を伐採することになる。大規模な木質バイオマスの場合は大変な森林伐採につながる危険性をはらむと

指摘する研究者もいる。いわき市好間の工業団地に整備された木質バイオマス発電は11.2万KWであるため、5MWで100kmの指摘の20倍以上の木材が必要となる。木質バイオマスのペレットは輸入品だが、安価な品物の輸入により外国の環境破壊につながっていく。しかも外国からの運搬時にもCO<sub>2</sub>を排出するため、環境問題として非常にゆゆしき計画である。

そのため木質バイオマスも同様の観点で、支援する場合には一定の基準を設ける必要があると思うが、地産地消型の木質バイオマスに対しどのような規模の支援を考えているのか。

エネルギー課長

主に2種類あるが、1種類は輸入木材ペレット等を活用し発電する木質バイオマス発電所がいわき市で2件整備されている。木質ペレットの輸入材を燃やして発電するが、木質を使用するため再生可能エネルギーに区分される。

もう1種類は小規模のバイオマス発電が会津地域で既に数件検討されている。県中地域においても会津地域より規模が小さい木質バイオマス計画の可能性を調査する動きがある。

部長説明でも触れたが、現在は太陽光発電が進んでいるため、今後特に地産地消、地域主導とのことであれば、準備期間が長くかかる太陽光発電以外の小水力とバイオマス発電等への支援も一層重要になるとの意味で説明している。

いずれも本県における再生可能エネルギーであるため、県として推進していくが、基本的には冒頭述べた大規模発電は民間企業同士のやり取りで差し支えないため、県が直接的に補助金を出すことではないと述べておく。現在県が何らかの支援をした大規模なバイオマス発電が計画としてあるわけではないが、連携しながら情報を共有している状況である。

規模が小さいバイオマス発電についてであるが、本県には豊富な森林資源がある。ただし、活用される森林資源は、開発等でむやみに伐採されたものではなく、間伐材の有効活用や森林管理により木材が供給されるため、その供給面を十分考慮した可能性の検討が重要である。地域主導のバイオマス発電については、農林水産部とも連携しながら進めていきたい。

宮本しづえ委員

大規模発電なのは民間企業同士とのことだが、民間企業であろうと環境に与える負荷は非常に大きいものがあるため、エネルギー課としては再生可能エネルギー推進と環境問題の両方を見据えて必要な対策を講じるべきではないか。ビジョンにもきちんと位置づけるべきである。一定の規制を設けるとの考え方が必要だと思っているため、検討を求めたい。

次に、エネルギー計画の策定について、本県は再生可能エネルギーを推進しようとしてここまで取り組んできているが、国のエネルギー基本計画では2030年の再生可能エネルギーの目標が22～24%となっている。2020年には恐らく23%程度まで達成すると言われているが、それなら再生可能エネルギーをそんなに推進しなくてもよくなってしまわないか。実は、再生可能エネルギーが過剰供給となったとき、何を優先して送電するかが問題になっている。九州では太陽光発電の送電を停止した事例も起きている。一生懸命再生可能エネルギーを生み出しても、実際には生かされないということが発生する。国のエネルギー政策自体を、ベースロード電源に再生可能エネルギーをしっかり位置づけるとしないことには、生み出したものが生かされないことになりかねないとの懸念を持っているが、県はどのように把握しているか。

佐藤雅裕委員長

答えられる範囲で答弁願う。

エネルギー課長

国のエネルギー基本計画については現在議論が進められており、夏頃までに策定されると承知している。

再生可能エネルギーの主力電源化、ベースロード電源にできるかとの議論についてであるが、委員指摘の再生可能エネルギーを生み出しても送電ができないといった九州の事例も十分承知している。そもそも、再生可能エネルギーは変動が激しいエネルギーであるため、ベースロード電源とするためには、しっかり蓄電できる技術や、生み出したエネルギーを受け入れる体制整備が必要と思う。国全体の議論や取組の中では、系統接続の柔軟運用や、東京・北海道間の送電網の増強等についても並行して進められている。

県としては、国が進める状況を十分認識しつつ、特に系統連系問題については、再生可能エネルギーが進むといずれ本県や東北でも九州のような事例が起こる懸念があるため、回避策について、常に東北電力ネットワーク(株)などの送電事業者と柔軟運用等について、意見交換、情報共有するなど、国の制度を待つだけでなく、様々な取組の実現に向けたやり取りを行っている。まずは広域自治体として県が果たすべき役割を認識しつつ、事業者との連携等を図りながら取り組んでいく。

宮本しづえ委員

再生可能エネルギーがベースロード電源として適切かとの議論があるとのことだが、やはり蓄電設備機能の開発を一体的に取り組むことによってベースロード電源として十分に活用できる道が開かれていくのではないかと考えるため、そのような技術開発にどんどん取り組むべきではないか。水素だけではない蓄電機能を開発し、再生可能エネルギーをきちんと活用できるエネルギー計画となるよう取り組むようお願い。

ビジョンでは、省エネルギーと再生可能エネルギーを推進しながら2040年に必要なエネルギー需要の100%に匹敵するエネルギーを生み出すことが目標とされているが、省エネルギーの推進と必要なエネルギーの開発という関係を2040年ほどの程度見込むかが計画を策定する上で焦点になるかと思う。省エネルギーはどの程度進むと見込むか。

エネルギー課長

カーボンニュートラルについては、昨年10月に菅総理大臣が政府として宣言し、本県も今定例会の知事答弁で福島県カーボンニュートラル宣言を行っている。所管は生活環境部になるが、再生可能エネルギーの更なる推進は、本県にとってCO<sub>2</sub>削減やカーボンニュートラル達成に大きく貢献する。再生可能エネルギー100%との目標もあるが、再エネ由来の水素エネルギーもカーボンニュートラル達成に貢献できる。カーボンニュートラル宣言を行ったからこそ、エネルギー課としても再生可能エネルギーや水素エネルギーの更なる推進に向け取り組んでいく。

なお、見込みの数字については、現在生活環境部が全庁的な目標等を含め検討を進めている最中であるため述べられないが、カーボンニュートラルの達成には、再生可能エネルギーや水素が大きく貢献するとの認識の下で取り組んでいく考えである。

宮本しづえ委員

本県で生み出された再生可能エネルギーの相当部分が首都圏に送電されているのではないかと。県内消費をどのように進めるのかも非常に重要であると思う。首都圏に送電される量と県内での消費量の割合の考え方はビジョン見直しの中では検討されているのか。

エネルギー課長

まずカーボンニュートラルのCO<sub>2</sub>排出量については、生活環境部所管の地球温暖化対策推進計画にしっかり盛り込まれるものと認識している。ビジョンにおいては、あくまで導入を推進する立場であるため、CO<sub>2</sub>削減については地球温暖化対策推進計画との整合性を図った上で発信されるべきと思っている。

また、指摘あった再生可能エネルギーの首都圏送電分と県内消費分について、本県のカーボンニュートラル達成には県内消費分を多くすることが非常に重要であるため、全国の問題への貢献と本県のカーボンニュートラルへの貢献の2種類があるかと思うが、その辺りの取扱いについては今後生活環境部と連携しながら作業していくと思うため、現段階で再生可能エネルギー推進ビジョンにCO<sub>2</sub>の予想等を盛り込むかについては言及を控える。

宮本しづえ委員

地産地消型の推進を掲げるからには、地元での消費を積極的に推進することが基本ではないかと思うため、そのような計画策定を期待する。

次に、情報管理の関係について、来年度情報政策課をデジタル変革課に課名変更することだが、行政のデジタル化は様々な問題があることをこれまで指摘してきた。個人情報が入り正しく管理され保護されるかが最大の課題であり、個人情報が国によって一元管理されることにならないか心配している。

情報政策課は個人情報をしっかり保護することが基本的な業務であると思うが、それがデジタル化によって個人情報流出の危険性が極めて高くなるのではないか。デジタル化の推進によって個人情報の保護という行政本来の業務を果たせるのか心配であるが、どのように担保するのか。

情報政策課長

これまでも情報政策課においては情報セキュリティ対策を行っており、マイナンバー関係については国が三層分離対策を行っている。個人情報保護は総務省がゼロトラストという考え方を徐々に取りってきているなど、デジタル化の推進によって当然セキュリティ対策等も考えられているため、デジタル変革課になるからといって個人情報保護がおろそかになることは絶対なく、必要な管理を導入していく。

宮本しづえ委員

このデジタル法案においては口座とマイナンバーのひも付け等が盛り込まれているが、今後このような事例が進むと、結局民間と連携することになる。そうなれば、否応なしに行政が管理する個人情報が民間に提供されることになり、提供を拒否できない関係も発生するのではないか。マイナンバーとデジタル化を一体的に進めるとしているので、個人情報の民間流出は否定できないが、流出は絶対ないと言えるのか。

情報政策課長

先ほど説明したが、デジタル化の推進と比例してセキュリティ対策もどんどん進化しているためそれを取り入れていくが、漏洩が100%ないとは言い切れない。

宮本しづえ委員

漏えいは故意による場合や単純なミスの場合によるものが考えられるが、いずれにしてもデジタル化が進めばそのような危険性の高まりは避けられないのではないか。法律に基づいて民間が提出を求めれば拒否できないケースも出てくると指摘されており、研究者も警鐘を鳴らしている。

行政として個人情報保護は慎重な対応をしなければならず、セキュリティ対策の推進だけで国の方向性に乗っかることは非常に危険であると意見として述べる。

長尾トモ子委員

デジタル変革課について、私も今朝自由民主党女性局とオンラインでやり取りしたが、コロナ禍で対面が難しい状況であるため、対面からオンラインに移行していく点に関してはデジタル化を進めていく必要があると思う。今後の取組としては市町村へのICTアドバイザー派遣があるが、県庁の全職員がICTを得意とするとは考えられないため、どのような形で派遣を行うのか。市町村に派遣する場合の手続等を含め、今後予定している内容について聞く。

情報政策課長

ICTアドバイザーの派遣事業について、市町村や民間企業とも契約実績があるふくしまICT利活用推進協議会に委託しており、県内事業者や専門家をICTアドバイザーとして派遣しているため、県職員がアドバイザーとして派遣されるわけではない。

長尾トモ子委員

アドバイザーは県が委託する会社と契約するのか。アドバイザーの選び方、そして指導内容はどうしても差が出てしまうと思うため、どの市町村に派遣されても同様の内容を伝えられるマニュアルは作成するのか。

情報政策課長

アドバイザーについて、まず市町村から要望をヒアリングし、それに対応できる専門家等を派遣する。県はふくしまICT利活用推進協議会に委託しており、協議会が専門家等を派遣する仕組みとなっている。

長尾トモ子委員

アドバイザー派遣を含め、デジタル化の推進は人任せにしないようきちんと携わってほしい。少し異なるのかもしれないが、昭和村は村全域に無料Wi-Fiを導入している。電波が届かない等の問題については県の対応か、それとも国の

対応かは分からないが、昭和村のようにW i - F i 環境が整うのか。只見中学校を訪れた際、皆パソコンを所持しているが、電波が弱いと述べていた。全体を整備しなければいくら費用をかけても意味がない。只見中学校のようにパソコンを揃えても使用できない例もあるため、その点について県はどのような取組を行っているのか。

情報政策課長

W i - F i は各基地からの電波を無線で受信する仕組みであるが、まずブロードバンドで光ファイバーを通し基地局を作り、そこからW i - F i で電波を飛ばしている。その光ファイバーの敷設率は電話の局までは約100%である。郡山市、会津、いわき市が残っていたが、引かれるようになった。そこからW i - F i の基地局を作り電波を飛ばす。整備に対する支援は、自治体の施策内容によるところがある。先ほど説明したI C T支援事業も活用できるが、それで全額支援できるかは分からない。

長尾トモ子委員

市町村をしっかりと支援し、皆が平等かつ公平にデジタル化へ対応できるよう願う。

山口信雄委員

再生可能エネルギーの地産地消について話があったが、逆に全国に売り込むとの報道を今年1月17日に聞いた。本県産再生可能エネルギー電力のブランド化との趣旨だと思うが、県が間に入り県内の再生可能エネルギー発電事業者と全国の小売電気事業者を結びつけるとの内容であった。来年度から着手するとのことだが、現在の取組状況を聞く。

エネルギー課長

県産再生可能エネルギー電力ブランド拡大事業について、今年度は県と環境省で協定を締結し、環境省の財源を活用し、県内で生み出された電力を県内外の需要家に供給するスキームづくりの調査事業を進めている。カーボンニュートラル宣言等で再生可能エネルギーの価値が非常に高まっているため、調査事業を通じ、使用にも着目して県産再生可能エネルギーに付加価値をつけ、あるいは本県産の再生可能エネルギーであることを認識してもらい様々な電気を消費してもらったり、復興に役立ててもらおうスキームづくりを検討している。

調査事業の進捗だが、例えば再生可能エネルギーの発電事業所と需要のある小売電力事業者の意見等を聞きながらマッチングの可能性を検討している。そのマッチングがモデル事例として確立できれば、それをスキームとして活用してもらい、より拡大することが期待されるため、来年度以降に展開していきたい。

民間企業でも既に動きがあるが、まずは県内再生可能エネルギーの県産化の色分けを分かりやすくしながら、活用してもらおうスキームを県としてさらに深掘りしたり仕組みづくりを検討していきたい。

山口信雄委員

まだ全国的にもあまり聞いたことがない事業であるため、その事業実施によって県が地域に一定金額を上乗せすることも記載してあるが、その辺を含めて県はどの方向に向かっているのか。またメリットについても聞く。

エネルギー課長

県内で電気を購入する際、その電気が再生可能エネルギーによって生み出されたものかどうかを確認して購入しているわけではないと思う。しかし、最近の動きとして、再生可能エネルギーを使用したいが電気の単価が高いため購入を見送る事情があると思う。また、小売事業者の中にも再生可能エネルギーを差別化し販売する方法等が考えられている。県としてはあくまでもマッチングする立場であるため、小売事業者や再生可能エネルギー事業者、電気を使用するユーザーなど全体を見極めてマッチングの可能性を探っている状況である。どんどん展開するといずれは市場でも県産再生可能エネルギーが販売され、ユーザーの選択肢が増える状況も考えられるが、それがまさに県産再生可能エネルギーの地産地消に役立つスキームの一つである。

また、県内の消費量は一定程度で限界があるため、再生可能エネルギーを必要とする全国の企業や環境への意識が高い個人消費者等に県産再生可能エネルギーを販売する。さらに、復興や地域支援のための費用を電気に上乗せし、その益を県内に還元する民間事業者もある。そのような方法の実現が可能になるスキームづくりへの調査検討を進め、来年度の試

験的運用や展開の方向性を詰めていく予定である。

山口信雄委員

まだ未確定の部分も多いが、本県のイメージアップにもつながると思うためよろしく願う。

次に、今定例会の追加代表質問において水素ステーションのさらなる整備が重要だと思うと質問したが、それに対し燃料電池トラックなどの大型モビリティ用の実証設備の着工が予定されているとの答弁があった。多分想像するに、電気自動車を大型化すると充電に時間がかかるため、水素による燃料電池車の導入を進めていくのではないか。大型モビリティはトラックやバスだと思うが、どのような種類を想定しているのか。

エネルギー課長

新型MIRAIをはじめ、水素自動車は身近なものになりつつあるが、水素が普及した社会をつくるための重要なポイントの一つとして、まず自動車は多種多様なものがあり、特にトラックやバス等大型の電気自動車はバッテリーが重く走らないため、ここで水素の出番となる。新型MIRAIや水素ステーションと同じく、トラックは一つの重要なキーワードとして位置づけている。具体的には、現在の水素ステーションではトラックに充填する時間が多くかかってしまうため、今年2月に策定した新エネ社会構想においてトラックが短時間で充填できる水素ステーションの実証施設設置を本県で着手すると明記した。つまり、今からトラック用のステーション環境整備も見据えながら、トヨタ自動車をはじめ関係メーカーや事業者と連携し進め、電気自動車では難しいトラックを水素燃料電池で全国で先駆けて本県で展開するのが一つのストーリーである。資源エネルギー庁、県関係部署、NEDO等と共有しながらしっかり進めていく考えである。

山口信雄委員

新たな施設の設置について、どのようなシチュエーションを想定しているのか。トラックやバスなどのイメージ含め、もう少し詳しく説明願う。

エネルギー課長

トラックのイメージだが、コンビニ等での配送に使用される小型のトラックは既に試作車が造られており、別地域での実証が進められる予定である。また、先ほど説明した大型モビリティは、トヨタ自動車や日野自動車の協力を得てある程度の大きなトラックをイメージしているが、まだどの事業でどのようなトラックを活用するかは未定である。例えば、全国6か所で選定されているカーボンニュートラルポートのうち、小名浜港内の輸送についてもゼロカーボンを目指す動きが国土交通省を中心に動いている。また、スーパーやコンビニの配送では小型トラックが使用されているが、もう少し大きな都市間の移動では大型トラックの使用も十分あり得る。

次に向けたキーワードであるトラックも、メーカーや物流事業者等の県内でのマッチングを進めながら、関係機関と連携し取り組んでいきたい。

山口信雄委員

地元での消費は非常に大事であるため、しっかり進めるよう要望する。

矢吹貢一委員

10日後にいよいよ聖火リレーが始まる。本来であれば、去年はオリンピックイヤーとして記憶に残る1年になるはずだったが、コロナ禍によりこのような状況になってしまった。

復興五輪でもあるため、これまで本県が全世界からお世話になったことに感謝しつつ、復興への厳しい登り坂を頑張って登ってきたと発信をしてもらいたいと思ひ聖火リレーに期待している。これまで準備を進めてきた人々には、コロナ禍により様々な対応が求められた中での準備、御苦労であった。

この聖火ランナーに向けた思い、そして決意を文化スポーツ局長に聞く。

文化スポーツ局長

本県は聖火リレーのグランドスタート、そして7月には野球・ソフトボールの開催と2つの大きな役割を担っている。委員が復興五輪と述べたが、去年は聖火リレーや大会自体が延期になった。聖火リレーと大会準備については、アスリー

トをはじめ県内でも多くの市町村や関係者が携わっている。1年延期した中、3月25日から聖火リレーがスタートする。県内26市町村を巡るが、通過する市町村のみならず周辺の市町村も含め、県内59市町村において子供から大人まで様々な準備を行っている。新型コロナウイルス感染症という厳しい環境もあるが、それを乗り越えるべく各市町村において感染拡大防止や啓発等の感染症対策を一生懸命行っている。この聖火リレーが県民や国民にとって希望の光になるよう、県も一生懸命準備を行って3月25日を迎えたい。

矢吹貢一委員

期待が大きいと思うが、新型コロナウイルス感染症対策も大切である。安全・安心が一番であるため、どうか所期の目的を十分果たすよう期待している。

そして文化スポーツ局長は、3月末をもって退職すると聞いた。これまで長年にわたり県勢の伸展、そして県民福祉の向上に尽力してきたと思うが、退職を控えた今の思い、そして後進に伝えることがあれば聞く。

文化スポーツ局長

発言の機会をもらい感謝する。40年間の県職員生活であったが、震災直後の飯舘村駐在や避難者支援課長、風評対策、そして地方振興局を経て現在文化スポーツ局長と、県議会議員には常任委員会や本会議での議論をはじめ、様々な場面で助言や激励を受けた。議員との議論や話し合いを通じ、物事の見え方を整理したり、施策や事業の体系づけ等を行ってきた。議会での議論は大きな後押しになり、復興の取組も大きく前進することができたと思っている。心より感謝申し上げる。

文化スポーツ局においては、今年18日から開催する声楽アンサンブルコンテスト全国大会に向けて準備を進めているが、コロナ禍で県域を越えて実施する合唱の大会は本県が初めてである。また、3月25日からは聖火リレーもあるため、最後まで力を尽くしていきたい。文化スポーツは県民と密接で関わりが深く、生活にゆとりや潤い、勇気を与える。今後も力を合わせて頑張るよう職員に期待する。

矢吹貢一委員

健康に留意し、さらなる活躍を祈る。

次に、県立高校前期改革が進んでいるが、これまで各地域で様々な懇談会が開催されたが、地域の声をよく聞いていないのではないかとの話を耳にしてきた。主に跡地や校舎の問題、そしてこの統廃合によって過疎化が進む可能性があるが、それに対し県はどのような取組を進めていくのかとの声を数多くもらっている。

今定例会の代表質問において地域振興を含めた答弁があったが、具体的にはどのように進めてくのか。

企画調整課長

委員指摘のとおり、代表質問において企画調整部長が答弁した県立高校改革と併せて取り組む地域振興策は、知事部局、そして企画調整部としても非常に重要な論点である。今までも改革懇談会の場に企画調整部や地方振興局が出席し、議論の状況を聞いてきた。重要な論点は条例の形で、複数の学校に係る改革について委員に審議願っているが、審議を経て議決された暁には矢吹委員が指摘した跡地の問題や子供たちがその地域に通学しなくなった場合の地域振興について、企画調整部のみならず県庁や地方振興局全体、農林水産や商工労働等も含め対応していかなければならない重要な論点だと思っている。

とりわけ、どの学校にも共通するのは跡地に係る議論であるが、今後は市町村や地元の関係者と連携を深め、かつ地方振興局や教育委員会等の関係部署と連携しながら、まず市町村から地域の状況を聞き取り跡地の活用についてコミュニケーションを深めていく流れを踏んでから必要な支援を開始したい。

矢吹貢一委員

高校改革は、教育委員会だけでは進んでいかない。知事部局と車の両輪となり進めて、初めて地域住民も理解を深めてくれると思うため、引き続きよろしく願う。

企画調整課長は新年度から文部科学省に復帰すると聞いた。教育委員会や企画調整部で長年お世話になったが、本県の経験を生かし本省での活躍を期待する。本省に戻るに当たっての思いを聞く。

#### 企画調整課長

私は5年間福島県で世話になり、3年間は教育総務課、残り2年間は企画調整部での業務を経験した。矢吹委員からも指摘あったが、まさに教育と地域振興の問題は両輪であり、非常に絡んでいく問題であることを痛感した。県立高校改革と地域振興の論点については、今後も重点的に取り組んでいける体制を整備していきたい。この5年間は復興・創生期間と重なっており、また企画調整部在籍中は第2期復興・創生期間につながる予算確保や体制整備等様々な取組に携わった。国の職員だが、この5年間は県の職員として国と厳しい折衝をした上で必要な財源等を確保できたと思っている。10年の節目で福島のようなことが報道等で取り上げられているが、節目が過ぎたら再び風化が進んでしまうことも考えられるため、そうならないよう異なる立場でも引き続き福島県を応援していきたい。

#### 佐藤義憲副委員長

先ほどのデジタル変革課について、IT業種の出身であるためどうしても聞きたいことがある。このデジタル変革課への名称変更に当たり、課名変更以外の具体的な変更点が今までの審査において見えてこなかったため、詳しく説明願う。

#### 情報政策課長

これまでの情報政策課は、情報政策の総合調整、地域の情報化、電子県庁の推進、ネットワークシステム、セキュリティサービス対策や研修開催等に取り組んできた。デジタル変革にはDX（デジタルトランスフォーメーション）が念頭にあり、デジタル化による業務改善の中で新しい価値を見つけ出し、業務自体を段々変革していく。これは情報のみならず業務改革にもつながるため、課名の変更後はデジタル変革の推進等を担う旗振り役として行政経営課と連携しながら県庁全体のデジタル化に携わっていく。

また、現在は昨年末に設置したデジタル変革推進プロジェクトチームがデジタル変革推進基本方針の策定を進めており、3月には中間取りまとめ、夏頃を目安に策定する予定である。その後は方針に沿って各部局のデジタル化を進める。

具体化までは至っていないが、じっくり検討を重ねていき次年度以降に進めて行く形になると思われる。

#### 佐藤義憲副委員長

旗振り役との説明があったが、これまでも県庁全体を管理している。先ほど長尾委員から只見中学校の例について話があったので思い出したが、記憶では確か2000年当時の只見町は、光ネットワークの導入時に最初に公共イントラネットを敷設し本庁と支庁間を結んだ。そして地域イントラネットに拡張、最終的にブロードバンドネットワーク普及事業と3段階で整備し、3～5年かけて全町内に光ネットワークを引いた。その時は只見町役場の電算担当者が総務省や県と一体となり計画的に敷設したとの経緯がある。まさにこの事例のように、次の動きや限られた財源の生かし方、財源の確保など全体見直ししながら施策を展開する役割を担っているのが旗振り役である。県内でデジタルデバイド解消の動きがあるが、例えば只見町は2000年頃に整備した事業であるため、県内各地の老朽化が進み更新を必要とする自治体に該当するのではないか。そのような場合も踏まえ、例えば県が更新を必要とする地域を把握し、該当する地域にICTアドバイザー等を派遣するなど、もう少し密接に市町村を支援するよう願うが、考えがあれば聞く。

#### 情報政策課長

デジタル変革推進の基本方針であるが、まずは市町村を含めた行政をデジタル化を進め、その後地域のデジタル化として各分野のデジタル化に着手し、最後はスマートシティやスーパーシティ等の未来都市のようなスタイルに移行するという壮大で長期的な展望である。その一歩として行政がデジタル化するため、情報通信基盤整備が前提になるが、これまでどおりブロードバンドの整備や携帯のエリア拡大等継続して行っている事業を引き続き実施していく。また、市町村のデジタル化を進めるため、当然市町村の担当者とも密接に連携していく。具体的な例だが、現在会津地域で地方振興局が中心となり13市町村をデジタル化を進めており、各地域でも実施できればと考えている。具体化まではいかないが、計画にはそのような形で記載されるため、そのとおり進めていきたい。

#### 佐藤義憲副委員長

財源の確保も含めて総合的に判断し、力強い推進役として取り組むよう今後に期待したい。

#### 宮本しづえ委員

先ほど高校改革について意見があったが、人口減少と高校統廃合は非常に関係が深い。三菱UFJ総合研究所が、高校が廃止された地域の人口減少は非常に顕著に現れていると発表している。三菱がそのような研究を行っていることを非常に興味深く思ったが、企画調整部としてはどのように人口減少へ歯止めをかけるかが大きな政策的課題となっている。一方で、研究所も指摘をする高校の統廃合が進んでいくことは、まさに政策的な二律背反ではないかと思う。どのように人口減少に歯止めをかけ、皆が安心して暮らし学べる福島の県土をつくっていくかは、復興計画や総合計画においても非常に重要な課題だと考える。今回提案されている条例案をこれ以上進めていいのか、研究結果等も参考に全庁的な検討をすべきであると述べておくが、この点について考えがあれば聞く。

#### 企画調整部長

県立高校改革については、教育委員会が行政庁として取り組んでいくことが基本と考えている。一方で、多数の委員から指摘があったように、人口減少や地域振興の大きい論点とも関係するため、一緒に考えていかなければならない。特に震災以降は人口が18万人以上減少しており、本県では人口減少と少子化が非常に大きい課題である。

一方、県立高校は15歳の子供が入学するため、15年前の結果が今現れている状況であり、15年後に入学してくる将来の入学生数が推定できる部分がある。その中で、子供たちが選択教科や部活動が選択できない等の状況にならないように、県立高校改革は県教育長の判断とはいえ世の流れとして必要な部分もあると考えている。

しかし、その結果町から高校がなくなる地域や、跡地をどのように展開し地域を振興していくか非常に様々な問題や悩みが現場にあると思う。今後そのような悩みがますます重くなっていき、要望も出てくるのが考えられるため、企画調整部のみならず各部局や現場をよく知る地方振興局とも連携し、しっかりした体制を整備し現場に寄り添いながら聞いていく。企画調整部として具体的には、まず跡地の今後について話を聞きつつ伴走しながら手立てを考えていくなど、部局横断的に取り組んでいきたい。

#### 宮本しづえ委員

今ほど跡地の問題を鋭意検討していきたい旨の答弁があったが、高校廃止は跡地の利用によって解消できるものではない非常に重い課題であると思っている。それを踏まえ、このまま進めてよいかを検討すべきであると考えているため、単なる跡地の問題で解消させてはならないことを一言述べておく。

#### 企画調整部長

企画調整課長が答弁した県立高校改革と地域振興について補足する。

人口減少について、現在の人口を維持できるわけではないことが前提にある。このまま何もしなければ大きく減少していくため、何とか緩和していくことが大前提にある。どうしても少子化により子供の数が減少していく中、先ほど矢吹委員から地域振興の観点も同時に議論すればよかったのではないかとの話があったが、まずは教育庁において、県立高校で学ぶ生徒たちの教育の質をいかに人口減少の中で担保していくか、結論を出すことであり、地域振興のために県立高校改革の方向性を決めることは、因果関係が逆ではないかと考える。

人口が増加する過程においては、県内の様々な地域に学校が建設され、そして高度経済成長の中で現在の状況となり、今後人口減少を本格的に迎えていくが、減少することは別に悪いことではない。人口減少の中で教育の質を担保し、その上で高校が統合された後に地域振興が維持できるかどうかは、教育長からバトンを受けた企画調整部において、全庁的に様々な部局の知見を生かし、その地域が衰退していかないよう活性化する方向に持っていくことで次のステージに移っていくと思うため、教育庁からバトンを受け取った後に企画調整部がしっかり音頭をとって進めていきたい。

#### 佐藤雅裕委員長

本日は復興計画や総合計画、エネルギー、高校統廃合関係等について議論した。例えばエネルギー関係で生活環境部との連携が話題に上がったが、生活環境部の動きを待つのではなく、エネルギー政策を所管してる企画調整部が様々な指摘をしてリードしていく立場であると思う。今後総合計画や復興計画を推進していく上で企画調整部には、ビジョンに記載

されるが県の在り方、そして外部からどのように評価されたいかをしっかり考えてもらい、各部門から上がってきた計画の内容をしっかり指摘していく役割を果たしてもらいたい。先に述べたが、エネルギーだけでなく本県が抱える様々な政策分野に対する企画調整部の役割は本当に大きいと思う。

新しい10年に突入していく中で、これまでの10年の歩みを止めないためにも、エンジン部分を担って取り組んでもらいたいので、よろしく願う

#### 企画調整部長

来年度から第2期復興・創生期間が始まる。私は、復興・創生期間の4年目である一昨年度から県に世話になっている。これまでの復興・創生期間の中で、ハード面を中心に進めることができた地域もあれば、ようやく復興の入り口に入った地域、そして地方創生として人口減少対策を一生懸命取り組んでいかなければならない地域もある。

全県的な追悼復興祈念式を主催したが、追悼の気持ちは同じであるものの、復興に関わる気持ちは各地域で多様性や地域差があると思っている。第2期復興・創生期間においては、県庁が広域自治体として関わるが、復興の進度に合わせて復興が進んでくる部分もあれば、まだ課題があるため進みきれない部分もある。現場主義に重きを置き、県民の最前線で何が起きているかをしっかりきめ細かに把握し、企画調整部が全庁を進めるエンジン役となり、各事業担当部局と連携しながら県庁全体を引っ張り、今後の復興・創生における県民の前向きな気持ちに寄与できる仕事をしていかなければならない。

これまでの10年以上に今後10年、15年に向けた仕事の質を向上するための重要な局面に突入していると思う。環境の変化を企画調整部が的確に捉えつつ、総務部と共に県庁に横串を刺す部局として範を示すことができるよう一層努めていきたいため、引き続き指導の程よろしく願う。